

平成30年度 第1回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成30年8月8日(水) 10時30分～
場 所 長野県住宅供給公社 3階大会議室

1 開 会

○事務局 技術管理室 青木主任専門指導員

定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第1回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。本日、司会進行を務めます、事務局の技術管理室、青木謙通でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは次第にしたがいまして、1番になります。開会に当たりまして、建設部長の長谷川朋弘よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○長谷川建設部長

皆様、こんにちは。建設部長をしております長谷川と申します。どうぞよろしくお願ひします。

本日は委員の皆様方には大変お忙しい中、また暑い中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて本県、今年の4月に「しあわせ信州創造プラン2.0」をスタートさせたところでもあります。プランに掲げる「確かな暮らしが営まれる美しい信州の実現」に向けて、社会基盤整備などに全力で取り組んでいく所存であります。

そうした中、今年は特に災害が非常に多くなっておりまして、6月には大阪府の北部で震度6弱の地震ですとか、7月の上旬、これまだ記憶に新しいところですが、西日本を中心に大きな被害をもたらせた豪雨災害とか、全国的にも災害が非常に多くなっています。

本県においても、5月に震度5弱の地震が2度起きておりますし、また、この西日本の豪雨災害のときにあわせて長野県下でも、7月の上旬になりますけれども、王滝村で村道が崩壊しまして孤立集落が発生するなど、一部で影響を受けております。幸いにして人的被害は今年度これまでのところはないということで、大きな被害には至っていませんけれども、そういった状況にあります。

先程「しあわせ信州創造プラン」の話をしました。今年、それにあわせて第2期の長野県強靱化計画がスタートしておりまして、地域防災力の充実、あるいは建物の強靱化、それから水害、土砂災害対策を重点項目としてハード整備、それからソフトもありますけれども、そういったものをこれから進めていこうとしておると

ころです。

こういった地域を守るためのインフラ整備に対する県民の期待、あるいは関心というのも高いと思いますけれども、一方で、インフラ整備に当たっては、限られた財源を効率的かつ効果的に使うということでありまして、また、その実施過程における透明性を確保していくことが重要だと考えております。

今回、この各事業の各段階において、評価監視委員会の皆様方に大所高所からのご意見をいただきたいと、またそのご意見を公共事業の実施に反映していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今年度も現地調査を含め、これから半年にわたる審議となりますけれども、何卒ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

○事務局 技術管理室 青木主任専門指導員

ありがとうございました。この後、建設部長ですが、所用により退席させていただきます。ご容赦のほど、よろしくお願いいたします。

3 委員紹介

○事務局 技術管理室 青木主任専門指導員

それでは、3番の委員紹介に移ります。お手元の右側の委員名簿をご覧ください。本年度は市長会・町村会推薦の2名を除く、10名の方に新たに任期として委員をお願いしております。このうち8名の方が再任、2名の方は新たな委員ということになります。

初めての委員会でございますので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

ご指名で恐縮ですが、石川委員さんから半時計回りということでお願いできればと思います。よろしくお願い申し上げます。

○石川委員

石川と申します。県庁の方を除くと、私が一番県庁近くに事務所がございまして、企画の事務所とギャラリーをやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○内川委員

内川義行と申します。信州大学の農学部から来ております。専門は農業土木学、農村計画学という分野です。どうぞよろしくお願いいたします。

○加々美委員

加々美貴代と申します。NPO法人やまぼうし自然学校の代表をしております。事務所は菅平高原になります。主に子供たちの環境教育を中心にやっており、今回、

初めてで色々、分からないことはありますけれども、よろしく願いいたします。

○北村委員

おはようございます。北村洋子でございます。屋代木材株式会社代表取締役です。

長野県の建築士会のほうの理事もさせていただいておりますが、色々分からないこともございますけれども、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

○久保田委員

久保田明雄と申します。松本で弁護士をしております、松本市の行政福祉人材、あるいはビデオ、松本市の行政不服審査委員あるいは、行政事件を自治体側で行っております。よろしくお願い致します。

○永藤委員

永藤壽宮といいます。長野工業高等専門学校で教員をやらせていただいております。専門は環境都市の土木をやっております。よろしくお願い致します。

○藤澤委員

おはようございます。生坂村長の藤澤泰彦と申します。昨年に引き続きまた委員ということで、私は県町村会の建設部会長という立場で出席をさせていただいております。よろしくお願い致します。

○高瀬委員

信州大学の高瀬と申します。専門は土木計画、交通計画です。よろしくお願い致します。

○島田委員

山地環境防災研究所の島田千亜紀と申します。防災に携わる業務や研究等に携わっております。よろしくお願い致します。

○酒井委員

長野工業高等専門学校の酒井と申します。専門は土木の河川工学、環境自然工学になります。よろしくお願い致します。

○小林委員

長野県介護支援専門員協会の会長をしております小林と申します。普段は高齢者の介護を中心に行っております、本年度は初めての委員ということで関わらせていただきます。微力ではありますが、よろしくお願い致します。

○事務局 技術管理室 青木主任専門指導員

どうもありがとうございました。なお、名簿の一番上、足立委員、飯山市長でございますけれども、本日は欠席でございます。

4 委員長選出

○事務局 技術管理室 青木主任専門指導員

次に4番の委員長選出に移ります。お手元に配付いたしました長野県公共事業評価監視委員会設置要綱ですが、第3の第6項で委員長は委員の互選により、また第8項では委員長代理は委員長が指名するという要項になっております。

皆さん、委員長の選出についてご意見を伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。内川委員、お願いします。

○内川委員

それでは推薦をさせていただきたいのですけれども、昨年も委員長をお務めいただきました、長野高専の永藤先生にお願いできればと思います。

○事務局 技術管理室 青木主任専門指導員

ただいま内川委員より、永藤委員を委員長にという意見がございました。皆様、いかがでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり

○事務局 技術管理室 青木主任専門指導員

はい、異議なしということでございますので、永藤委員に委員長をお願いしたいと思います。永藤様、委員長席へお願いいたします。

では、永藤委員長よりごあいさつと、委員長代理は委員長が指名することになっておりますので、合せまして委員長代理の指名をお願いしたいと思います。

それでは委員長、よろしく申し上げます。

5 委員長あいさつ

○永藤委員長

皆さん、こんにちは。1期2年ということで、昨年度から引き続きまして委員長を務めさせていただきます。よろしくようお願いいたします。

委員の皆様におかれましてはご多用のところ、また本当にお暑い中、ご参集いただきまして、本当にありがとうございます。

皆さんもご存知のとおり、公共事業というのは大事な税金を基に行っておりますので、その実施過程における透明性をやはり一段と向上させなければいけませんし、また、この公共事業の評価の制度自体が、公共事業の効率化、重点化を図っていく意味において、とても重要な制度だと思っております。その様な観点から、皆様方のように第三者的な立場でチェックを行う評価監視委員会の役割、本当に重要になってくると思います。そういう意味で、私たち委員の皆様のご協力をいただきながら意見書をまとめて、県民の皆様の期待に応えてまいりたいと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。以上です。

それから、続きまして、委員長代理の指名ですけれども、高瀬委員にお願ひしてよろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり

○永藤委員長

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 技術管理室 青木主任専門指導員

ありがとうございました。議事に入ります前に資料の確認をお願ひいたします。

皆様にはA3のフラットファイルで一式、綴らせていただいておりますが、内訳は右側の肩の付箋にありますとおり、資料1から資料5までとなっております。最後に長野県公共事業評価監視委員会要綱等もお配りしております。また、何か不足な点がございましたら、事務局にいただけましたら、そちらをご準備させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは議事に入らせていただきます。これより進行につきましては永藤委員長にお願ひいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○永藤委員長

それでは座ったままですが、よろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、運営要領第4に基づく議事録署名委員を2名指名させていただきたいですけれども、議事録署名委員というのは、今日初めての方もおられますので、県事務局が作成した議事録をチェックしていただいて、内容に問題が無ければ署名をしていただくという、そういうものです。

それで、今回は石川委員と内川委員のお二人にお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか、よろしくお願ひいたします。

6 議 事

(1) 平成30年度公共事業評価について

○永藤委員長

それでは、次第に沿いまして議事を進めてまいります。(1) 公共事業評価についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 藤本室長

技術管理室の藤本でございます。私から長野県の公共事業評価、その概要について説明をさせていただきます。

資料1をお願いいたします。まずページの右側、公共事業評価の概念図をご覧くださいと思います。これは公共事業の流れに沿いまして、どのように評価が実施されていくかをフロー図で表したものでございまして、評価につきましては、事業着手前の新規評価から、着手後の毎年度の継続評価、それから再評価、そして事業完了後の事業評価へと進んでいくといった様子を示しております。

これらの中で当委員会のご意見を伺っておりますのは、真ん中の白抜きでお示した新規評価、再評価、事後評価でございます。こういった流れによりまして公共事業評価のPDCAサイクル、いわゆるPDCAを回しながら、事業の各段階におきまして第三者の皆様方に評価をいただくということとしておるものでございます。

次のページをお願いいたします。意見をいただく3つの評価、それぞれの実施フローを示しております。まず3番の新規評価、この右側の四角の中の評価の視点、必要性から計画の熟度まで、5つの項目を点数化して評価を行ってまいります。

その下の箱の外へ出て二重の箱の下の丸、意見聴取の対象でございますが、総事業費10億円以上を対象として、かつ5年以上、意見をいただかない事業が無いような箇所を挙げております。

4番、再評価、同じく評価の視点ですが、事業の進捗状況以下、11の視点から評価を行っております。評価対象は後程、資料2でご説明をさせていただきます。

次に5番、事後評価ですが、同じく評価の視点ですが、事業効果の発現状況、以下7つの視点から評価を行っております。

評価対象につきましては本日午後、事後評価を改めて説明させていただきますが、その際に評価対象箇所をお示しいたします。

続きまして、資料2をお願いいたします。本年度の公共事業再評価についてでございます。再評価を行う対象事業は、県の環境部以下、4部1局が所管する事業が対象でありまして、再評価を実施する事業は列挙してございますが、①として事業採択後5年間を経過した後も未着工の事業、②として採択後10年間が経過している事業、③として事業採択前の準備、計画段階で5年間が経過している事業、④として再評価実施後、5年間が経過している事業、⑤としてその他必要と認める事業の

いずれかに該当する事業となります。

評価の取り組みと実施フローでございますが、フロー、上から3つ目の箱にあります「長野県公共事業再評価委員会」、これを先月7月18日に開催し、県の再評価案を作成したところでございます。

その箱の右側、「意見を求める」と矢印が出ておりますが、本日、県の再評価案について、この監視委員会においてご意見を求めさせていただきます。委員会におかれましては本案についてご審議をいただき、その審議結果を県の再評価委員会へ意見具申をいただくよう、お願いをするものであります。

右側にまいります。スケジュール（予定）でございます。本日の第1回から今後12月にかけて監視委員会を順次開催し、ご審議をいただきます。このうち2回の現地調査、並びに4回の委員会開催を予定しております。ご審議の上は、1月に意見具申をいただき、年度内には県の対応方針を決定させていただきたいと考えております。

次のページをお願いいたします。本年度の再評価の対象として15事業でございます。その一覧になります。

先程、申し上げました再評価の該当の項目は、表の下に①から⑤として再度記載しておりますが、どの事業がどの項目に該当するかは表の左から5列目、該当項目として示させていただいております。

No.2の砂防事業、それからNo.10の経営体育成基盤整備事業、この2つが②として再評価を実施します。以下、記載のとおりとなりますが、4もしくは5が該当でございます。本年度は①、③に該当した事業はございません。

県の再評価案につきましては、表の右から2列目の欄に記載させていただいております。No.4とNo.7に一時休止がある他は全て継続、もしくは見直して継続の案とさせていただいております。

この判定の基準につきましては、次のページをお願いいたします。右側に継続から中止まで判断基準がございます。このような基準で示しております。更にその左側、今日ご審議いただく15事業の位置、全件の位置を示しているところでございます。

以下、資料3といたしまして再評価の個別資料が付いております。これはこれから順次説明させていただきます。また、資料4、資料5の新規評価、事後評価につきましては、それぞれの議事の際、改めて事務局から概要を説明させていただきます。

最後に資料の最後、赤のインデックスで参考資料を付けさせていただいております。公共事業評価要綱、要領等、随時ご確認をいただければと思います。公共事業評価の概要につきまして、説明は以上でございます。

○永藤委員長

それでは委員の皆様、ただいまの説明にご質問がございましたらお願いいたしま

す。どうでしょうか、よろしいですか。新しい委員の方々もよろしいですか。最初だからよく分からないかもしれませんが。

それでは、これから各事業の説明をお願いいたします。本日の審議箇所は、先程、事務局からの説明でお分かりのとおり、再評価に加えて新規評価、事後評価と盛りだくさんの内容となっております。また、本日はお昼を挟んで午後4時半ごろまでの非常に長丁場になっています。目安として、午前中に議事録の(2)再評価の一部、それから午後は再評価の残り、(3)の新規評価、(4)の事後評価という形でやりたいと思っています。

昨年と比べて、かなり多くなっています。再評価が15箇所、新規評価が7箇所、事後評価が10箇所あるということです。昨年と比べて多いので、今後、詳細に審議する箇所を抽出していきたいと思っております。

新規箇所を抽出する根拠を確認しておきたいのですが、お手元の資料のインデックス、参考資料、参考資料の本委員会の設置要綱が添付されています。その6、要綱の第2に「監視委員会の役割」の規定がございます。ここに「監視委員会は、県が作成した新規評価、再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表及び新規評価案、再評価案及び事後評価案の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して、審議対象箇所を抽出する」とあります。

これだけの案件数ですので全箇所を詳細に審議することは難しいために、詳細に審議する箇所を抽出したいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり

○永藤委員長

それでは、最初の再評価の15箇所について説明をお聞きし、次回以降、詳細に審議する箇所を抽出するため、質疑応答の時間を取ることでいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり

(2) 平成30年度公共事業再評価について

○永藤委員長

それでは、これから各事業の説明をお願いします。評価対象案件が多いですので、詳細に審議する箇所は、一通り説明を聞いてから抽出したいと思います。なお、事情により資料順ではなく、農政部の案件から説明を行います。

10番の農地整備課から説明をお願いします。説明時間は、箇所が多いものですか

ら、1箇所あたり5分以内でお願いします。

○農地整備課 松川企画幹兼農地・水保全係長

農地整備課企画幹の松川と申します。どうぞよろしく申し上げます。

農政部から1件、経営体育成基盤整備事業、烏川地区についてご説明申し上げます。資料はP10になります。10の1ページからご説明を申し上げます。

本事業は経営体育成基盤整備事業、烏川地区でございます。この事業でございますけれども、区画整理161ha、用水路6,740mの整備を行うものです。

全体事業費は31億9,500万円、今年度末の残事業費は2億5,500万円です。事業進捗率は92%で、用地買収はございません。当事業費の増減率は118.3%で、費用対効果、B/Cは1.09です。

10-2をお願いいたします。農林水産省が定める土地改良事業の効果算定手法により総費用、総便益算定を行っております。残事業費の費用便益は1.07でございます。ほ場整備事業がございまして、本来ですと、換地処分を終えることで全ての効果が発現するという側面もございまして、今後予定している補完工事につきまして、効果算定をしているものでございます。

10-3をお願いいたします。事業の概要についてご説明いたします。

烏川地区は安曇野市西部の扇状地地形に広がる団地でございます。青く着色してあるエリアがほ場整備区域161ha、脇にあります紫で囲んであるエリアが用水路に関する受益になりまして、合せて受益面積は335haになります。

資料10-4をお願いいたします。事業の効果についてご説明いたします。

烏川地区は農業経営の強化、効率化を図るため、区画整理を主体とした整備を行い、農地集積等を進めております。資料中程に記載したとおり生産コストの減、担い手農家や農地集積率の増加などで効果が出ております。

次に工期が遅れた要因についてご説明をいたします。資料10-5をお願いいたします。

本地区でございまして、平成29年度当初には平成30年度の事業完了を予定していましたが、しかしながら平成29年度、昨年度の区画整理工事におきまして客土の供給元としておりました安曇野市の保育園工事が遅れたために、工期内に客土の搬入ができず、平成29年度内に区画整理を終えることができませんでした。

スケジュールにつきましては工事の完了が遅れた部分と、それにより影響が生じた換地関係につきまして赤で記載をしております。

また、表中下段の補正予算の関係でございまして、国から補正予算を何度かいただいておりますが、補正予算につきましては、年度の終わり際にいただく関係もございまして繰越をせざるを得ない状況がありますので、その部分につきましては翌年度に記載をしております。ご覧のとおり、予定していた平成30年度の工事の完了が困難になりましたので、1年の完了年度の延長を行いたいと考えております。

1 ページ目にお戻りください。右上の事業進捗経緯をご覧くださいと思います。

事業費が増加した要因でございますけれども、平成24年度に客土量が増えたことによる増額、平成26年度に、ほ場整備後の水田の水持ちを改善するための工法を追加したことによるものが主になります。

左の再評価意見をお願いいたします。農政部公共事業再評価委員会、長野県公共事業再評価委員会の意見は、ともに「継続」でございます。

判断根拠といたしましては、下に記載してございますけれども、農地集積は計画どおり進んでおりまして、担い手の営農コストも縮減され、農業所得の向上に繋がっていること。2点目として、今後、土地改良法に基づいた換地処分が必要でありまして、順次、この業務を進めていることの2点でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○永藤委員長

農地整備課の担当箇所の説明が終わりましたけれども、これについて質問を受けたいと思います。質疑応答の時間は3分以内ということで、どうでしょうか質問がありましたら、委員の皆様。どうでしょうか、内川先生。

○内川委員

一つだけ教えて下さい。平成26年度の整地工法変更について、具体的に中身が分かれば教えてください。

○農地整備課 松川企画幹

水田のほ場整備が主になりまして、いわゆる水田ですと、すき床といいますか、いわゆる耕盤を作らないと水が抜けてしまう。特に烏川地区は扇状地形なので、石の成分が多い基盤でございます。すき床をしっかり作るということで、その分の工法を改めて国に協議して、承認をいただいたということでございます。

○永藤委員長

よろしいでしょうか、では北村委員。

○北村委員

環境への配慮の関係で、希少昆虫の食草の移植ということが書いてありますが、その辺は問題無かったのでしょうか。

○農地整備課 松川企画幹

私ども事業関係を所管している部局と、安曇野市、安曇野市教育委員会等とも連携をさせてもらいまして、この地域にクララという、オオルリシジミの食草が結構

生えているということで、こちらを、国営アルプスあずみの公園が近くにございますが、そちらに移植をしているということをございます。

○北村委員

その後も定着しているのですか。

○農地整備課 松川企画幹

はい。

○永藤委員長

ではよろしいでしょうか。他の委員の皆さん、質問はないでしょうか。では、次へ移ってよろしいでしょうか。ありがとうございました。

続きまして1～3番の3事業について、担当課の砂防課から一括して説明をお願いいたします。

○砂防課 田下課長

砂防課長の田下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に1－1ページをお願いいたします。本事業は松本市入山辺東桐原海岸寺沢で行われている通常砂防事業でございます。

事業概要、高さ12mの砂防堰堤を整備するものでございまして、全体事業費8億1,000万円、当初事業費7億4,000万円に対しまして7,000万円の増額、増減率は109%でございます。

平成30年度末の事業進捗率は47.7%で、用地は買収済みとなっております。

費用対効果、B/Cは11.6、事業費の増加は主に埋蔵文化財調査費の増加によるものでございます。

完成予定年度が31年度から34年度に変更するというござ、10年を超えるござが見込まれるため、今回、審議をお願いしているございます。

次に1－2ページをお願いいたします。砂防事業のB/Cの考え方でございすが、B、便益は土石流被害の防止便益といたしまして、直接被害額と間接被害額との合計でござい。C、費用は施設整備と除石等の維持管理費の合計でござい。

次に1－4ページをお願いいたします。海岸寺沢は松本市街地から扉温泉へ向かう途中の入山辺地区にございまして、流域面積が0.65平方キロメートル、平均河床勾配が3分の1の溪流で土砂災害特別警戒区域、赤色の部分と土砂災害警戒区域、黄色の部分指定されております。

保全対象には人家が82戸、災害時の一時集合場所となっております東桐原公民館、山辺ワイナリー等がござい。工事箇所には埋蔵文化財包蔵地として海岸寺遺跡が把握されております。

次に1-5ページをお願いいたします。用地買収後の平成24年度に松本市教育委員会との協議によりまして、図に示した108m²の試掘を実施いたしましたところ、古代から中近世の遺跡、遺構が発掘されたため、計画地全域で詳細調査、9,300m²を実施することになりまして、3年間の期間を要し、事業費が7,000万円の増額となったところでございます。

次に1-1ページにお戻りをお願いいたします。県の公共事業再評価委員会の意見は継続とするものでございます。

なお、工事完成までの間、地元の入山辺地区では特に海岸寺沢は、沿川を中心とたしまして防災訓練を実施していることとしておりまして、毎年11月に実施し、住民の防災意識の向上を図っているところでございます。説明は以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。

○砂防課 田下課長

続きまして、上手になります。P2-1ページをお願いいたします。

本事業は大町市上手の布引沢で行われる通常砂防事業でございます。本事業の概要は高さ10mと高さ9mの砂防堰堤工2基を整備するものでございます。全体事業費は3億5,000万円、当初事業費からの増加はございません。

平成30年度末の進捗率は12%、用地の進捗率はゼロでございます。用地買収の手続に時間を要したことから、完了年度が平成35年度に変更になるものでございます。

費用対効果、B/Cは5.0、B/Cの考え方は先程と同様でございます。

2の3ページをお願いいたします。布引沢は大町市の観光資源となっております鹿島川の流域の溪流でございます。土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が指定されております。現況の土砂整備率は0%、この堰堤2基を整備することによりまして100%となる予定でございます。

保全対象、人家7戸、宿泊施設3件の他に、爺ヶ岳のスキー場、水道施設、一般県道白馬岳大町線がございます。

次に2-4ページをお願いいたします。計画した事業用地が38名の地区住民の共有地となっております。その内の1名の相続人が不明な状況でございます。大町市と共に地権者の追跡を行っておりまして、現在、113名の地権者が分かっている訳でございますが、この手続に時間を要しているということでございます。

平成27年4月に地方自治法が一部改正されまして、認可地縁団体が所有する不動産にかかる登記の特例が設けられまして、共有名義の解消手続が簡略化されたことから用地買収ができる見通しが立ち、来年度までに用地買収が可能となっております。現在、用地買収へ向けた手続を進めておりまして、平成35年度には事業の完了を予定しているところでございます。

2-5をお願いいたします。これは平成16年7月豪雨での災害状況でございませ

て、土石流が発生して県道大町白馬岳線まで土砂が流出しております。この奥が孤立化したということでございます。

次に2-1ページにお戻りください。県公共事業再評価委員会の意見といたしまして、継続とするものでございます。なお、こちらも完成までの間、地元の現汲地区では情報伝達、あるいは避難誘導訓練を実施することとしておりまして、毎年8月に実施し、住民の防災意識の向上を図っているところでございます。

引き続きまして3件目でございます。資料P3-1をお願いいたします。

本事業は山ノ内町落合の横湯川で行われる火山砂防事業でございます。事業概要は高さ14.5mの砂防堰堤工1基を整備するものでございます。

全体事業費、当初、7億6,000万円に対しまして9億8,600万円、2億2,600万円の増額、増減率は129%となっております。増額の主な理由は工法変更によるものでございます。平成30年度末の事業進捗率46%で、用地につきましては買収済となっております。

平成23年度に採択しておりまして、完成を平成28年度としておりましたが34年度に変更する関係で、10年を超えることが見込まれるため、再評価をお願いしているところでございます。

費用対効果、B/Cは17.3、考え方は先程と同様でございます。

次に3-3ページをお願いいたします。保全対象の状況でございますが、計画地は野猿公苑の上流に位置しておりまして、下流には多くの人家、観光施設が広がっているところでございます。

3-4ページをお願いいたします。流域には大規模な崩壊地が多々見られるということで、ここから生産される土砂を計画堰堤で食い止めるものでございます。

3-6ページをお願いいたします。工事費の増額内容でございますが、工事期間中に発生した工事用道路の路肩崩落、あるいは法面崩壊への対応、また、工事中の安全確保による法面对策の増工、堰堤詳細設計の見直しによるものでございまして、2億2,600万円の増額となっております。

3-7ページをお願いいたします。事業期間の延長理由でございますが、平成23年度から堰堤工事を実施しましたところ、工事用道路の被害によりまして生コン運搬には危険が伴うということと判断されまして、計画設計の見直しに不測の期間を要したことによるものでございます。

具体的には、生コンの運搬が危険だということでございましたので、生コンを使わないソイルセメントという工法に変更しておりまして、それによって堰堤の工事期間が今後4年間に及ぶということでございまして、完了予定年度が平成34年度に変更されるものでございます。

3-9ページをお願いします。災害の履歴の状況でございますが、過去から多くの土砂災害に見舞われておりまして、現在も土砂災害のリスクを抱えている地域でございます。

3-1にお戻りをお願いいたします。県公共事業再評価委員会の意見といたしま

して、見直して継続とするものでございます。

こちらの地区も、地元の穂波地区と申しますが、住民参加型の防災訓練を実施しているところございまして、特に今年は夜間瀬川の直轄砂防事業、着手100年を迎えることから、11月8日に記念行事を行いまして、防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。

砂防課の説明が終わりましたけれどもご質問はいかがでしょうか、9分以内でお願いいたしたいと思います。

○内川委員

確認ですけれども、1番目と3番目の表の再評価の該当項目が、その他必要といわれる事業という⑤ということで挙がっていますが、その中身を、お願いをしたいと思います。

○砂防課 田下課長

事業採択後、本来、再評価は事業採択後10年間を経過するという段階で再評価を受けるわけですが、もう既にこの段階で10年間を経過することが見込まれておりますので、あらかじめ再評価にかけさせていただくものでございます。

○永藤委員長

それでは私から質問をよろしいでしょうか。2番の進捗率が12%ということですが、これの説明、いろいろ用地買収があったようですが、この辺の12%で留まっている理由をもう一度、おっしゃってください。

○砂防課 田下課長

2-4ページをご覧いただきたいと思いますが、工程表と書いてございます。

平成21年度当初、用地買収にかかるために測量調査等を実施してきたわけですが、あと詳細設計ですね、堰堤の、それでお金を使っておりますが、その後、用地が共有地となっております、登記人が38名いらっしゃるということでございます。その内の1名の法定相続人が不明となっていたことから買収ができなかったということで、用地買収が未完成と、ともに工事着手もできなかったということで延びているわけでございます。使ったお金につきましては測量設計費ということでございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。それでもう一つ質問がありますが、工事が大分、後ろ

の方に行ったということですが、工事費について増額はございませんね、それは大丈夫ですか。

○砂防課 田下課長

現時点の見積もりで工事費の増額は無いものと考えております。

本当は労務費とか、結構上がってきておりますので、全体事業費的には大きくなる可能性はありますが、今、現時点で、見積もる中ではこの費用でいけるんじゃないかなということで見えております。

○永藤委員長

他にご質問のある方、委員の方はどうでしょうか。

○酒井委員

3つ目の工事ですが、セメントのところ難しいということで、ソイルセメントに変更したお話を受けたのですけれども。

砂防自体、当初から変更後、その形のところがスリットになっているように見えますが、そちらのお話は説明いただいていたのでしょうか。

○砂防課 田下課長

生コンの搬入が極めて難しいということと、途中から、昨年も九州で流木に伴う大きな災害がございましたが。

最近、平成27年度からですか、特に流木対策について推進しようという方針になっております。その辺も踏まえながら流木対策も兼ねて、かつ生コンの量も減らせるというようなことの中で、このような形で工法を変更させていただいたわけがございます。

○酒井委員

これは、工事の道路が壊れたので、少し上がったとかという別のところで、この見直しによっては、さほど工費は変わっていないと。

○砂防課 田下課長

それはほとんど変わっていないです。

○酒井委員

ありがとうございました。

○永藤委員長

他にどうでしょうか、他の委員の皆様は、よろしいですか。

では私から3-6ですけれども。施工の岩盤剥離の進行を止める必要ということで接着とか、岩盤接着工を実施したとありますが、少し専門的になって申し訳ないですが、これはかなり有効ですか。

○砂防課 田下課長

そうですね、この下で掘削するとなると、かなり風化が激しくて崩落の危険性があったということで、アクリル樹脂による岩盤の接着を行っております。これによって岩盤自体は安定しますので、安全に施工することが可能になったということでございます。

○永藤委員長

分かりました。他の皆さん大丈夫でしょうか。
それでは、ありがとうございました。

それでは4番から7番の4事業について、担当課の河川課から一括して説明をお願いいたします。

○河川課 蓬田課長

河川課長の蓬田と申します。よろしくお願ひいたします。

私どもからは4つお願ひをいたします。資料No.P 4-1をご覧ください。天竜川上流についてご説明をいたします。

左上の全体計画の概要をご覧ください。本事業は諏訪湖の湖岸堤整備15,250mと、天竜川の県管理区間の改修11,416mを行うもので、昭和37年度から事業を実施しております。全体事業費は161億6,700万円、平成30年度末の事業全体の進捗率は53.5%、用地は94%の進捗となっております。

資料4-2をご覧くださいと思います。この事業は諏訪湖の唯一の出口であります釜口水門からの最大放流量を増すことで、諏訪湖周辺の浸水被害を防止することを目的としております。受け皿となる天竜川の改修と諏訪湖の釜口水門の放流量増を段階的に進めているものでございます。

資料、左下の流量配分図をご覧くださいと思います。右側の釜口水門から昭和橋と記載された横川川の合流部まで、3段書きで数字が記載されております。一番下の数字が将来計画、100分の1確率の洪水に対して釜口水門からは毎秒600m³を放流して、昭和橋周りで800m³を安全に流下させるというものでございます。最上段の括弧書きは今現在の状況、現在は中段の数字を目標として整備を行っているのご理解いただきたいと思ひます。

右側の平面図をご覧くださいと思います。諏訪湖の湖岸堤整備につきまして将来形で実施しており、図面上の青い線で記載してある部分は昭和42年から平成9年までで整備を終えております。現在、赤い部分を残すのみとなっております。

一方、天竜川に関しましては、横川川合流の手前の昭和橋までの11.4kmを長野県

が管理しておりますが、暫定の毎秒500m³、毎秒500m³の放流に対応できているのが青い部分、赤い部分の1.4kmを残すのみとなっております。

資料4-1にお戻りいただきたいと思います。右側の事業の進捗の経緯をご覧ください。昭和63年に毎秒600m³の放流が可能な釜口水門は完成しております。

それから、天竜川の改修を進めてきた結果、平成13年度には釜口水門から毎秒400m³の放流が可能となっております。その後、下流の国管理区間の改修の進みを見て、平成15年度の再評価では一時休止といたしましたが、18年7月の梅雨前線豪雨で諏訪湖周辺、2,000戸を超える浸水被害が発生したことから、国・県とも緊急的に天竜川の改修を実施して、平成23年度に釜口水門から毎秒430m³の放流が可能という形に現在はなっております。現在は釜口水門から毎秒500m³を放流することを段階的な整備の目標として、これに対応できるよう国・県とも改修を進めている状態でございます。

ちなみに国管理区間、横川川合流から下流の整備になりますけれども、平成21年度から始まっておりまして、27年度の時点で進捗率が37%とお聞きをしております。

上流に当たる県管理区間につきましては、下流の国の改修と完成時期をあわせる必要があるということで、建設部及び県の再評価委員会からは一時休止として、左側の中程に記載のとおり、引き続き一時休止を継続するが、釜口水門からの放流量、毎秒500m³に向けた整備について、下流の国管理区間の整備状況を踏まえながら再開するとの意見が付されております。天竜川上流については以上でございます。

続きまして資料5-1、防災安全交付金河川事業、奈良井川、田川、女鳥羽川、薄川についてご説明をいたします。

本事業は松本市、塩尻市を流下します奈良井川と5本の支線、合せて58.8kmの改修を行うもので、昭和16年度から事業を実施しております。改修としましては護岸工、河床掘削工、築堤工、橋梁の掛替等でございます。全体事業費は497億7,500万円で、平成30年度末の事業進捗は80.5%、用地は84.2%となっております。

事業の内容をご説明します。2枚めくっていただきまして資料5-3をお願いしたいと思います。中央の概要図をご覧くださいと思います。

改修の対象区間は青色もしくは黄色で着色した範囲で、犀川との合流点直上流から塩尻市琵琶橋に至る奈良井川と、これに合流する鎖川、田川、更に田川の支川であります女鳥羽川、薄川、牛伏川となります。なお、薄い青色の部分の内、左側の部分は国が管理している直轄管理区間でございます。中央部は改修不要な区間ということで、断面が確保できているところでございます。

青色の塗りつぶし部分、青く濃く塗りつぶしてある部分は改修が完了している部分で、鎖川、女鳥羽川、牛伏川については改修済みということでございます。残っていますのは黄色で着色した部分でございますが、河川の外側が青色で内側に黄色の着色となっているところは、護岸工などの施設整備は実施したものの河床掘削が残っているという形の暫定改修区間となります。各区間の残事業の内容は赤字で記

載をしてあるということでございます。

河床掘削を残している理由でございますけれども、わさび田が周りにありますのでわさび田の地下水への影響、わさび田や井戸への地下水の影響、もう一つ、下流の国管理区間の改修との整備のバランスをとって残しているということでございます。下流の整備が進んでいないということで上下流バランスをとっているとご理解いただきたいと思います。

次に費用対効果についてご説明いたします。次のページ5－2ページをご覧ください。

河川改修実施による洪水被害防止額については、具体的には家屋等の一般資産の被害、農作物の被害、事業所、公益サービス等の営業停止の被害など、いわゆる便益Bとしまして治水整備に要する費用、維持管理に要する費用をC、いわゆるコストとしまして、この費用を持って表しております。本箇所では全体として8.86というB/C、残事業に対しては48.38となっております。

残事業に対して、費用対効果が比較的高めの数字となっておりますのは、先程、申しました暫定改修をしている関係で将来形になっていないという中で、Bが計上されず、残事業のB/Cが高いという形となっております。

次に2枚めくっていただきまして5－4、当該河川の災害の履歴を簡単にご説明したいと思います。

表に記載されていますが、昭和20年代から30年代にかけては河川整備が進んでおりませんで、堤防の決壊等の浸水被害がありました。その後、改修もした中で、いわゆる外水被害、本川が決壊して溢れるようなことは無くなりましたが、堤防河川でありますので、内水被害が出るような形になっております。周辺からの水路の水が河川の本川に流れないような状況になり、内水の被害が発生するというところでございます。

資料5－1にお戻りいただきたいと思います。左下の再評価の判断根拠についてでございます。残区間、奈良井川、田川、薄川、まさに松本市の中心市街地を流下しており、万が一氾濫いたしますと甚大な被害が発生することが予想されております。昨今のゲリラ豪雨、また西日本の豪雨等を踏まえますと、更にこの改修は進めざるを得ないと思っております。

以上の状況から、建設部及び県の再評価委員会からは継続ということで、資料の左側の中程に記載のとおり、残区間は流下能力が不足しており、松本市街地の浸水被害防止の観点から事業実施が必要であるため継続との意見が付されております。奈良井川については以上でございます。

3つ目、諏訪湖についてご説明をいたします。資料6－1、左上の全体事業の概要をご覧ください。この事業は諏訪湖の水質浄化を目的とした事業でございます。昭和44年度から実施をしております。

具体的な事業の内容といたしましては、浚渫工から覆砂工まで記載の5つの工法でございます。浚渫工につきましては、昭和44年から平成14年度まで実施をしてま

いりました。平成15年度の再評価で中止という形になりました。その後、水草除去工から植生水路工までの3つの工法を、浚渫にかわる工法として実施をしております。覆砂工につきましては、その3つの工法にプラスして今後、本格的な実施を予定している状況でございます。

全体事業費は162億円、平成30年度末の進捗は93.4%となっております。

表の中で当初事業費、113億円の減となっておりますが、これは諏訪湖全体で予定した浚渫を中止したことによる減額分で、前回再評価から20億円増は、浚渫にかわる新たな工法、4工法ありますけれども、これを実施するための増額とご理解願いたいと思います。

続きまして、事業の内容をご説明いたします。2枚めくっていただきまして、6-3をご覧くださいと思います。

まず左上の浚渫工、現在やっておりますが浚渫工をご覧ください。底泥の浚渫を行った範囲が黒色で示されております。未浚渫の部分が緑色でございます。当時、大きな課題であったアオコが平成12年ごろ、大分減りました。水質の改善にも一定の効果が見られること。浚渫土砂の処分地の確保が非常に困難になったことから、15年度の再評価で中止としております。

資料では実施する水草除去工以下、4つの工法の考え方を説明しております。水草除去工、沈殿ピット工、植生水路工は、それぞれ諏訪湖で繁茂しているヒシの除去、流入河川である上川の河口部で堆積した土砂の除去、上川で水路にはえたヨシを除去することによって、各々窒素やリンの汚濁物質を湖外に搬出して水質の向上を図るという考え方でございます。

また、覆砂工につきましては、湖岸に近い浅い部分の湖の底を砂で覆って湖の底の汚泥物質の溶出を抑制するというものでございます。

状況につきましては6-4をご覧くださいと思います。写真で説明をしております。左上がヒシの関係です。②が覆砂、③が船による沈殿ピットの掘削と土砂搬出、④が植生水路工、これは中門川に造成されたものですが、植生水路工でヨシが生えています。このようなことを進めているということでございます。

資料の6-2にお戻りいただきたいと思います。この事業は水質浄化ということで環境系の事業でございまして、一般的な治水事業とは異なって、費用対効果の算出は代替法という方法でっております。

具体的には、先程、ご説明いたしました浚渫を除く、現在やる、もしくはやる予定の4つの工法によって除去されたり、抑制される窒素やリンの量を算出いたしまして、同じ量を除去するために必要な下水道整備、その運営費を便益として扱っております。実際に行う工法の費用をC、コストとしておいて、その比という形にしております。

したがいまして、窒素、リン、それぞれに対して費用対効果が算出されておりますけれども、事業全体としては、窒素の削減については1.4のB/C、要は下水道整備よりこの工法の方が少しお安いとご理解いただきたいと思います。リンに対して

は3.9、残事業としては窒素1.25、リンには3.68となっております。

資料6-1にお戻りいただきたいと思います。再評価の判断根拠をご覧くださいと思います。

浚渫につきましては一定の効果が得られたものの、水質指標であるCOD、全窒素については依然として環境基準を満たさない状況にあります。また、過去から懸案であった「アオコ」は大分減ったものの、ヒシの大量繁茂や湖内の貧酸素水域の拡大といったような、新たな課題も発生をしております。

県ではこうした状況を踏まえ、平成29年度を初年度とする第7期水質保全計画、平成30年3月に策定しました「諏訪湖創生ビジョン」にこの4つの工法を位置づけて更なる水質浄化、ヒシの繁茂対策など、様々な課題に取り組んでいくこととしております。

以上から、建設部及び県の再評価委員会からは中程に記載のとおり、浚渫に替わる浄化工法として実施してきた「水草除去工」、「沈殿ピット工」「植生水路工」3工法に「覆砂工」を加えて、水質浄化を実施するため見直しして継続とする意見をいただいております。

なお、資料の6-5以降には、諏訪湖の水質保全計画、諏訪湖創生ビジョンを添付しておりますので、参考までにご覧をいただきたいと思います。諏訪湖については以上でございます。

最後に、4つ目の角間ダムについてご説明をいたします。資料7-1の左上、全体計画の概要をご覧ください。

本事業は洪水の調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給を目的に多目的ダムを建設するといったもので、昭和60年度に実施計画調査採択、平成7年度に建設採択となっております。

全体事業費は250億円、進捗率は5.6%と記載しております。実施済みの事業は調査、設計に対する費用のみであります。用地買収には着手をしておりません。

ダムの計画概要につきましては、7-3ページに記載をしておりますのでご確認だけいただきたいと思います。ダム高は70mのダムを造ろうと計画していたものでございます。

資料の7-1にお戻りいただきたいと思います。事業進捗の経緯、右側の欄をご覧くださいと思います。

平成7年度に建設採択となりまして調査を進めてまいりましたが、平成13年、脱ダム宣言、15年度の再評価で評価監視委員会からはダムによらない治水・利水対策を策定し、現行事業の中止との意見をいただきました。

以降、角間川流域協議会、地域住民を含めて治水・利水対策の検討を行ってまいりましたが、この流域協議会ではダム、もしくはダムによらないということに賛否があり、両論併記という形で知事宛に提言がなされて、結論が出なかった状況でございます。その結果、平成20年度の再評価において、一時休止という形になって現在に至っております。

県といたしましては特に利水関係、農業用水関係者と協議を行う努力をしてまいりましたが、平成27年度までは協議の場にも着いていただけないような状態となっておりました。その後、いろいろ話をする中で関係者との協議がようやくできるようになりまして、現在は水道用水の関係者である中野市、山ノ内町、また維持流量ということで、関係者であります農業用水関係者と協議を進めている状態でございます。

また、治水対策に関しましても、採択以降、時間が経っていますので、最新の水文データや目標の治水安全度等々見直しをし、下流の千曲川を管理します国と協議をしているところでございます。

利水関係者との協議に関しましては、相手のあることでございますのでいつまでにか何とかしたいということは明言できませんが、合意形成に向け引き続き協議を進めてまいりたいと、考えていることから、建設部、県の再評価委員会からは再評価案として「一時休止」ということで、合意形成に向けた協議は継続中であることから、本事業を引き続き「一時休止」という意見が付されております。

4箇所、説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○永藤委員長

ありがとうございました。それでは、今、担当の河川課の説明をいただきましたけれども、それに対して12分ぐらいで、質問を受けつけたいと思いますがどうでしょうか。

○久保田委員

久保田ですが、5番の奈良井川等ですが。P5-1ページの再評価の判断根拠で、薄川の河床低下が著しいということですが、それはP5-3ページだとどの辺に当たりますか。薄川全般ということか、あるいは合流地点に近いところなのか、どちらですか。

○河川課 蓬田課長

黄色く残っている部分、松本駅と文字の書いてある部分ですね。河床低下で、そこをやりたいと思っています。

○永藤委員長

他にはどうでしょうか。

○高瀬委員

7番目のダムの一時的休止で、ずっと続いていて、利水に対して協議を継続中、治水は一応、協議されているということですが、一時的休止になってから大分経っていますが。これは、何かやってしまうと、ダムを造らないという方向になって

しまうからやらないのか、それとも休止なので一応、その治水対策もしなければいけないけれども、してしまわないという形ですか、少し、言い方が悪いのですけれども。

○河川課 蓬田課長

基本的には結論が出ていないので、両方に手がつけられないというのがありますが、実際にはこの夜間瀬川というのは、現地を見ますと分かる通り、広い断面を持っていて、比較的、高い安全度というということもあって、その後、実害も無いということもあって治水には手をつけていないというご理解をいただければと思います。

○高瀬委員

先程の3番目ですけれども、このあたりは一大観光地であるという図になっていますが、担当部署が違うと思いますが、そうすると、そういう面でも少し考えないといけないというのもあるんですけれども。

○河川課 蓬田課長

基本的には結論を出してからというところがあると思います。ただ実際に、万が一ですけれども、被害が遭ったときには、これはやらなければいけないと思っています。

先程、言ったように、他の川と比べて安全度が高い断面を持っていますので、簡単には溢れないと思っています。

○永藤委員長

ありがとうございます。他にご質問はありますか。

○酒井委員

5番の案件ですけれども、場所によると思いますが、流下能力確保のために1.5m程度の掘削と河床掘削というお話ですけれども。

一方で、先程の質問にあったように、薄川の河床低下というものは、それぞれの対応をとるということでしょうか。

○河川課 蓬田課長

そういうことです。川は自然なものなので、土が流れる場所と溜まってしまう場所と両方ありまして、流れてしまうところは護岸が崩れてしまいますので、根の深い部分を残さなければいけない、溜まる場所は取らなければいけない、そういう形になろうかと思っています。

○酒井委員

同じ案件でもう一つ、先程エリア的に内水氾濫が出ているというお話がありましたが、河床掘削で流下能力が確保できた場合に、その内水氾濫もある程度は解消されるということでしょうか、それとも、またそこは全然別に対応をとる必要があると。

○河川課 蓬田課長

先程、内水の氾濫についてご説明しましたが、一番の原因は本川、流れる川の水位が高いと周りからの水が流れ込まないということで、河床掘削をしますと、本川の水位は下がりますから、そうすると内水氾濫の時間と申しますか、内水が流れ込まない時間が減ると思っています。従いまして、河床掘削は内水に価値があると考えております。

○酒井委員

ありがとうございます。

○永藤委員長

それでは北村委員、お願いいたします。

○北村委員

ご説明あったのかもしれませんが、奈良井川が30年以降でやる工事と、工事が完成区間というところもあります、合流する間、今村橋との間、この水色の区間というのは工事が終わっているのか、しなくていいのか、どうでしょうか。

○河川課 蓬田課長

ここは河川の断面もあるし、護岸もしっかりしたものがあるという認識で、工事をしなくていい区間です。

○北村委員

ありがとうございます。もう1点。この護岸の工事ですけれども、用地進捗率が84.2%で工事が80.5%、当初事業費から増減額もゼロですが、残工事がまだ、30年度以降という部分が確か、黄色の部分がかかなりあるようですけれども、これが予算内で完成ということによろしいでしょうか。

○蓬田河川課長

これは、ほとんど見直しをしていない状況でありまして、今、ここで見直しをいたしたとしても、国の下流の改修が進まない状況の中で河床掘削がなかなかしづらいというところがあって、どうしても全体事業費はまた見直ししなければいけない

だろうと考えます。終わり近くになってからどうしても見直しということで。これは最近、見直してません。

○永藤委員長

それでは、内川委員。

○内川委員

4番目の天竜川ですけれども。P4-1ページの左の一番下のところの整備の必要性で、下流区間で7、8も出ましたけれども順調に進まないというお話で、この伊那圏域の河川整備計画での目標おおむね30年間と、これはいつまでという意味でしょうか。

○河川課 蓬田課長

今の4-1の右側の中段のあたりの上位施策、上位計画、調整云々のところに、平成24年11月に整備計画が認可になったと、そこから30年とご理解いただければと思います。

○内川委員

平成54年というのが、平成変わりますからというイメージな訳ですね。実はそういう計画だと。

この下流の整備進捗状況にあわせて再開時期検討というのと、その整備進捗状況そのものが示されていないのでずっと中止、休止なのか、対応はその辺の少し補足をいただければと。

○河川課 蓬田課長

分かりました。下流というのは国が管理している部分だということをお申し上げしました。今の30年間というのは、国の整備計画と時期を合せた30年間ですが、今の4-1の左側の判断根拠、一番下のところ判断、第一義的根拠のところ、河川の状況というところで上から4行目、直轄の事業進捗約37%、平成27年と、先程、21年から27年で6年、7年かけて37%進んだという形ですので、それから行くと、あともう10数年ぐらいで直轄が500トン放流にはなってくるだろうと、そこにあわせる形で、その内の何年かかるかということをお踏まえて再評価でまた復活させたいと、こういう感じでございます。

○内川委員

それは国との協議というか、具体的なものは何も無いと。

○河川課 蓬田課長

国の事業の進捗状況を見てということになるので、よろしくお願ひしますとしか言いようがないところがありますけれども、そういう形でやっていきたいと思ひます。

○永藤委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして8番目の事業について、担当の道路建設課から、説明をお願ひいたします。

○道路管理課 下里参事

道路建設課長の下里巖でございます。それでは私から、右のページの8-1ページをご覧いただきたいと思ひます。

一般国道148号、小谷村雨中で行われております、中心地を迂回するバイパス工事についてご説明させていただきます。

全体計画でございますが、全体延長が2,010m、幅員が6.5 (8.0) m、採択年度が2011年度、完成予定年度は2年延びまして、2022年でございます。

全体事業費、当初68億円のところ95億円でございます。27億増加していきまして、これにつきましては、10年経ってございませぬが、増加率が139.7%ということで、今回、評価対象ということでお願ひしてございます。

この下の費用対効果、B/Cは0.8でございますが、この箇所につきましては、採択時から1未満で採択してございます。

右の上段に事業経過がございませぬが、関連しますので次のP 8-2でご説明を申し上げたいと思ひます。

そこに今現在の便益と残事業がございませぬが、当初は1を切っておりましたが、その下の上記以外の整備効果、効果事例をご覧いただきたいと思ひます。当該区間につきましては、小谷村役場等の公共施設や住宅が集まる村の中心部でございます。糸魚川から長野へ入る代替路がない幹線道路であり、昼夜を問わず大型車が通行している状況でございます。また、通学路にも指定されているところでございます。この場所が昼夜を問わず大型車が多く、生活道路と物流が混在しているという中で人身事故等、非常に多くの事故が発生しております。

それとまた夜間も大型車の通行が多いものですから、昼夜を問わず振動、騒音問題が深刻でございまして、地域住民の方が、静かで安全な生活道路を取り戻す雨中地区の会を結成してバイパスの早期建設を要望するなど、静かで安全な生活が地域の悲願となっていることで、当初、1未満でございませぬが、採択しております。これにつきましては、現在も状況は変わってございませぬ。

その他、災害に強い道路や地域間交流の促進、観光振興に効果があり、B/C 1未満ではございませぬが、当初、採択しております。今回につきましても全体事業

費0.8でございましたが、部、県の評価委員会では見直して継続としております。

続きまして、次のP 8－3をご覧くださいと思います。P 8－3につきましては広域的な位置図を示したものでございます。

左の図をご覧くださいと思います。日本海を通過して松本・長野へ向かうところに、雨中と書いてあるところが本事業箇所でございます。当該路線につきましては代替路がない一本道となっておりますので、先程、申し上げましたような非常に大型車が多い状況でございます。

続きまして右下のP 8－4をご覧くださいと思います。全体の計画図でございます。現道の部分を茶色で示してございます。下に写真、1～3がついておりますが、大型車の通行状況と冬期の状況でございます。

計画区間につきましては橋が1橋、トンネルが2箇所、計画されたバイパスでございます。

続きまして、右下のP 8－5をご覧くださいと思います。まず上段でございますが、事故の発生状況でございます。バツのところで事故が発生しております。

また下段でございますが、大型車の混入率と騒音の状況でございます。夜間の大型車の混入率が77.7ということで、夜間の交通のほとんど大型車という状況が分かり、騒音もかなり高いということが分かるかと思っております。

続きまして、右下のP 8－6をご覧くださいと思います。左の下に表①から④がございますが、これが全体事業費の変更の内容でございます。これにつきましては、次ページ以降で詳細に説明させていただきます。

それでは、P 8－7をご覧くださいと思います。まず先程の表の①の交差点計画の変更による増額の内容でございます。

左の上段の図、当初は南小谷駅前が平面交差の計画としておりました。事業着手後、付近で歩行者の死亡事故が発生しております。この交差点につきましても、糸魚川方面からトンネルを出て最初の交差点になります。信号処理をしても歩行者の多い変則五差路で交通事故のリスクが高く、地元の区や議会から新設道路を高架にして欲しいと要望がございました。

このような要望も踏まえる中で、交差点計画は全体を円滑で安全な形状としており、平面交差が左の方に寄ってございます。これにより左の図の用地補償費で5億円、右下の図の橋梁の延長が長くなりましたことによりまして、3億円の増額となります。

続きまして資料P 8－8をお願いいたします。最初に②の地すべり対策による増額内容でございます。

このエリアは地すべり防止区域であり、地すべり対策につきましては概成しておりました。このため、事業着手前は掘削等により地形を改変する、1号トンネルと2号トンネルの間の区間について地すべり対策を行うものとしております。黄色く塗った部分でございます。

事業着手後に、トンネルの詳細設計のために行った地質調査におきまして、トン

ネル上部の地質の風化が進み、脆弱な地質だったことを踏まえまして再検討した結果、トンネル上部につきましても、地すべり対策を行わないとトンネルの施工時のみならず、今後の管理上、安定性が保てない恐れがあるということが判明しまして、対策費用で12億円の増額となっております。赤くなった部分でございます。

続きまして、③の残土処理による増額内容でございます。トンネルの残土につきましても、事業着手前の文献調査では重金属等の存在は確認できませんでしたが、事業着手後にトンネル詳細設計のために行った地質調査におきまして、自然由来の重金属類の存在が確認されました。学識経験者などによる対策検討委員会での審議を経まして、関連工区の盛土材として使用する処理計画を作成しております。

その右にございますが、仮置き場での汚染水の流出防止ですとか、実際の盛り土への水の浸入を防ぐための費用として3億円の増額となっております。

続きまして、④のスノーシェルター設置による増額内容でございます。

平成26年12月の豪雪で、村内におきまして大型車がスタックし、国道148号線が12時間にわたり通行止めとなったことを踏まえまして、1号トンネルと2号トンネルの間の短い明かり部におきまして、冬期に路面状況の急激な変化により、車両がスタックした場合には、トンネル内に通行車両が滞留し、排除に手間がかかるなど、大きな影響を及ぼすことが懸念されました。

このため、冬季の安全性の確保、除雪の効率化の観点から、明かり部を全てスノーシェルターで覆う計画に変更しました。これによりまして4億円の増額となります。以上、①から④の理由によりまして、27億円の増額が必要となるものでございます。

最後に右下の事業期間の延長につきましても、交差点計画の変更ですとか、相続人がいないための相続財産管理人制度に基づく手続を行ったことによりまして2年間の延長となるものでございます。説明は以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。それではご質問ありますでしょうか。どうでしょうか。

○高瀬委員

8-7の交差点の変更の調査ですけれども、新しく変更されて、左側の交差点がありまして、それで旧道の同様のところが多分、下がって上がるような感じになるのですか。この部分の管理はでき上がった後に村になるのですか。

○道路建設課 下里参事

今、ご指摘がありました変更後の図面をご覧いただきたいと思いますが。

変更後ですと、交差点が左の方に平面交差で駅前のところは立体となります。

バイパス以外の部分につきましては村道ということで、村に管理していただくようになります。

○高瀬委員

多分高低差ができるので、除雪もちゃんとやれるように、あらかじめされておいたほうが良いような気もするんですけども。

○道路建設課 下里参事

確かに立体交差になり高低差がございますので、その辺、また村と調整させていただきたいと思います。

○高瀬委員

お願いします。

○永藤委員長

ありがとうございました。他にご質問ありますでしょうか。

○久保田委員

今の8-5ページですけれども、夜間の大型車の交通の台数というのは分かりませんでしょうか。

○道路建設課 下里参事

12時間はやっておりますが、24時間を実測したのは平成24年でございます。8-5に書いてあるのが夜間22時から6時ということで、騒音とリンクするために、お休みになっている時間ということで記述させてございますが、一般的に夜間は夜7時から翌朝の7時まででして、平成24年のときには2,032台で、その内、大型が1,307台でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。他に質問はあるでしょうか。

無いようですので、ここで終わりたいと思います。

ここでお昼休みの休憩を取りまして、再評価の残り、新規評価及び事後評価の審議については午後に再開いたします。事務局にお返しいたします。

○事務局

事務局から4点程、お知らせ、お願い等があります。

まず、午後の開始時間につきましては午後1時、13時からですのでよろしく願いいたします。

それから藤澤委員におかれましては、午後1時に中座されるということですので・・・

○藤澤委員

すみません中座ではなくて、それで帰りますので、申し訳ないです。夕方の用事ができてしまったものですから申し訳ないです。2時20分に中座させていただき、そのまま帰りますのでお願いします。

○事務局

ご承知おきください。それからこの住宅供給公社、一般の方がお見えになられていますので、迷惑のない形でご配慮をよろしく願いいたします。

それから最後にお弁当を注文された委員の皆様、お弁当を用意させていただいています。お昼休み中に500円を徴収させていただきますので、よろしく願いいたします。

○永藤委員長

では、お昼休みです。よろしくお願いします。

(休憩後)

○永藤委員長

それでは午後の審議を再開いたします。午前に引き続きまして、再評価箇所の説明をお願いいたします。

まず9番の事業について、担当課の都市・まちづくり課から説明をお願いいたします。

○都市・まちづくり課 高倉企画幹

都市・まちづくり課の企画幹の高倉明子と申します。街路事業1件につきまして、私から説明をさせていただきます。

お手元の資料のP9-1をご覧ください。本事業は都市計画道路、内環状南線の松本市中条地区で行われている道路の拡幅事業でございます。

本事業の概要ですが、全体計画の概要をご覧ください。計画延長は546m、道路の幅員は31mの4車線道路です。全体事業費は80億円です。2018年度末の進捗率は89.7%、用地の進捗率は100%です。

当初の事業費からの総増加額は20億円、増加率は133%です。前回、再評価からの増額は21億円、増加率は136%です。

費用対効果、B/Cにつきましては1.04でございます。2019年度以降の残事業費は8億2,400万円でございます。

次にP9-2をご覧ください。費用対効果の考え方ですが、便益としまして走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少の3便益をB、費用としまして道路整備に

要する費用、維持管理に要する費用をCとして算出しております。なお、その他B/C以外の効果として市街地の活性化、公共交通の利便性の向上等がございます。

次にP9-3の事業の概要をご覧ください。位置につきまして、左上の図をご覧ください。

松本市では松本都市圏における将来道路網として、図の赤色でお示しした都心環状道路、内環状線を位置づけております。今回の対象であります中条工区につきましては、内環状南線の一部を担ってございます。

右の上の図をご覧ください。本事業は平成11年度に着手し、これまでに図の青色で着色した箇所の工事が完了しております。平成31年度以降ですが、図の黄色で着色しました北側の跨線橋及び道路築造工を行ってまいります。

P9-4をご覧ください。ここに掲載されております写真は、現道の状況を示しております。現道は慢性的に混雑しておりまして、通勤時や休日には渋滞が発生しております。また歩道の幅員が狭く、歩行者の安全に支障を来しております。

では9-5ページは、主な増額理由の箇所を平面図に示しておりますのでご覧ください。左下の表につきましては次ページ以降の変更理由ごとに、増額費用をまとめた表です。

詳細についてご説明させていただきます。9-6ページをご覧ください。まず増額理由の1点目としまして、歩行者、自転車利用者の利便性の向上でございます。

- ① つきましては、既存駐輪場の利便性向上や、地区のコミュニティ保持のため、盛り土構造を橋梁形式に変更するとともに、歩行者横断施設を設置しました。
- ② つきましては、跨線橋施工時の歩行者の通行を確保するため、仮橋の撤去前に地下横断歩道を施工するということになりました。このため、以降の工事に使用するクレーン等から、地下歩道を保護するための仮設が増加となっております。
- ③ につきましては歩行者・自転車が利用しやすいよう、地下横断歩道に昇降機を設置するとともにスロープを延長し、勾配を緩やかにいたしました。

次に9-7ページをご覧ください。増額の理由の2点目としまして地盤対策がございます。①につきましては、JRの施工時に玉石まじりの地盤が確認され、鉄道施設に影響が出ないように、矢板の仮設工法を油圧式圧入工法から硬質岩盤クリア工法へ変更をいたしました。

②につきましては、JRでクレーンヤードの地質調査を行っていただきましたところ軟弱地盤が確認されたため、対策工が増加となっております。

次に増額理由の3点目としましては、右側の環境対策でございます。①につきましては、当初、伐採する予定であった街路樹を、地元の要望を受けまして移植することになりました。②につきましては、旧橋撤去時の騒音・振動に伴う近隣住民の生活への影響を最小限とするため、ブレーカー工法の取り壊しからワイアーソーによる切断工法へ変更しました。

増額理由の4点目としましては、右下にありますその他になりますが、労務単価、

工事価格の上昇や、工期延長に伴う仮橋のリース料の増でございます。

それでは9-1ページにお戻りください。建設部の公共事業再評価委員会の意見は、当路線は都心環状線の一部を形成する路線であり、松本都心部における交通の渋滞を緩和し、円滑で安全な交通と快適な歩行空間の確保を図り、中心市街地の活性に寄与することから、継続とするということです。

長野県公共事業再評価委員会の意見は、建設部公共事業再評価委員会の意見を適当と認め、本事業は継続するということです。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○永藤委員長

これについて、質問をお受けしたいと思います。どうでしょうか、質問時間は3分ということで。

○高瀬委員

9-2ですけれども、残事業の便益が全体事業の部分と一緒にすけれども、9-1の事業進捗経緯を見ても、平成29年に暫定2車線で供用開始されていますので、残事業はこの部分からの便益ということでほとんどなんですか。暫定2車線までの部分は、もう前の部分での事業での便益がもう出ているので、そこから今度、新たに4車線にするときの便益がこの残事業の便益ではないのですか。

○都市・まちづくり課 高倉企画幹

少し資料を確認させてください。先生のご質問の内容はよく分かりましたので、少しお時間をいただいてよろしいでしょうか。

○高瀬委員

すぐに出ないようでしたらまたで。

○永藤委員長

それでは、またお時間、あれですかね。

○都市・まちづくり課 高倉企画幹

今、確認をさせていただきますが、他のところが終わった後で回答させていただくということでお願いしてよろしいでしょうか。

○永藤委員長

そういうことでよろしくお願いいたします。それでは、他にご質問はございますでしょうか。

○藤澤委員

私、よくここを走るんですが。P 9-4、これ現道の状況の写真じゃないですよ。①も③も違いますね。⑤も違いますよね。もうこれ相当なならかにでき上がっていますよね、現在は。資料をやり直してもらって。

○都市・まちづくり課 高倉企画幹

このP 9-4の写真が、この工事が平成11年度に着手する前の写真になっております。

元々道路が前はこういう状況で、これをやることによってこういう効果が上がります、ということが分かるような写真を掲載させていただいております。

ご指摘のとおり、もう大分、状況が変わっております。お手元にありますP 9-3の右下の写真が最近のもので、橋が片方かけられたり、19号側の鎌田工区は供用されたりして、状況は大分変化があります。P 9-4の写真は平成11年度事業着手前の写真ということでございます。

○藤澤委員

前のものということですね。

○都市・まちづくり課 高倉企画幹

元々現道を改良したということなので、その前の写真を付けさせていただいております。今後完成しましたら、そこで比較をしていただくという形になろうかと思っております。

○永藤委員長

他にご質問ありますでしょうか、どうでしょうか。

私からですけれども、このP 9-6ですけれども橋梁を延長したということで、新たに橋梁を造らなければいけないということになるわけですから。

この理由が上に書いてありますが、要するにこの横断施設の確保と駐輪場を確保したいがために橋梁を造るという、そういう意味でしょうか。

○都市・まちづくり課 高倉企画幹

委員長ご指摘のとおり、歩行者の横断施設も造るとともに、駐輪場をできるだけ1箇所によく確保したいということで、橋の部分の延長を延ばさせていただいております。これは地域の皆様からいろいろご要望をいただく中で、このような形式にさせていただいております。

○永藤委員長

分かりました。これ横断歩道橋とかというのはまた全然別の考えですね。例え

ば擁壁部のままでということでは、その費用面についての比較とかがありますか。

○都市・まちづくり課 高倉企画幹

例えば、囲まれた中で駐輪場を設けるといってもありますが、やはり駐輪場も閉鎖された空間になりますので、防犯上、見通しがいいということが必要になります。オープン的な空間の確保をするため、今回の場所を選ばせていただきました。

○永藤委員長

分かりました。それでは、先程の高瀬委員からの質問は回答が出ましたか。後でよろしいですか。

○都市・まちづくり課 高倉企画幹

もう少しお時間をいただいて回答いたします。

○永藤委員長

では、後で高瀬委員にということ。では久保田委員。

○久保田委員

久保田ですが、これ4車線化で、今、暫定2車線で供用開始ということですからけれども、4車線は東西、両方向1車線ずつという考えですか。

その橋梁が出来たことによって、例えば9-3の左の位置図を見ると、二の丸豊田線というところで突き当たってT字路になっていて、この橋梁があって、そのT字路の前のところで左右にもなかなか抜けられないしということなので、西から東を3車線にするという考え方もあり得るので、交通量があるので検討しなければいけないと思うので。

何か、この段階で全然問題にすべきことじゃないですが、地域に住んでいる者としては、一応そう感じたところということで、質問ではありませんが。

○都市・まちづくり課 高倉企画幹

今、ご指摘いただいておりますが、19号側の9-3の鎌田工区自体は2車線、2車線でできておりまして、その先についても同じような構造になります。ただ、二の丸豊田線の部分につきましては交差点の部分になりますので、右折レーン等をつけまして交通の確保を計画しております。

まだ工事中ですので、暫定的な交通の管理をさせていただいている状況でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。では、先程の質問を後でお願いいたします。

それでは、11番から15番の5事業について、担当課の信州の木活用課から、一括して説明をお願いいたします。

○信州の木活用課 城課長

林務部信州の木活用課長、城と申します。県営林道開設事業5件について、順次ご説明をさせていただきます。

この県営林道開設事業につきましては、林業の振興及び森林整備を行うための基盤となる道づくりを目的とし、森林内の道路網の骨格的な役割を果たす規模が大きい林道を、長野県が事業主体となって整備する事業でございます。5路線ありますので、順次ご説明させていただきます。

まず1路線目、11番でございます。県営林道開設事業の田口十石峠線でございます。資料P11-1をご覧ください。と思えます。

本事業につきましては旧臼田町の田口地区と、旧佐久町十石峠近くの大日向地区を結ぶ林道開設事業でございます。全体計画延長は28,460m、全幅員は4mから5m、全体事業費64億1,600万円となっております。

今回、計画を見直し、これまで休止としていた区間を廃止して、全体計画延長は16,860m、全体事業費は31億7,300万円になります。

平成3年度から事業着手しております、平成30年度末予定で15.5kmを開設しております。順次供用をしているところでございます。

今年度末の事業進捗率は、計画見直し後で97.3%ということになります。

11-2ページをご覧ください。再評価に当たっての費用対効果、B/Cについてでございます。

林道につきましては、中程のところにご説明をつけておりますけれども、便益といたしまして木材生産等便益、森林整備経費縮減等便益、森林の総合利用便益、災害等軽減便益というのを見てございます。

木材生産等便益につきましては、林道を造ることによって、大型トラックを含め、搬出距離が短くなるというような経費の縮減などを見ております。

森林整備経費縮減等便益については、森林整備のためのアクセス時間の短縮もございまして、その中に更にその森林整備を行うことによって水源涵養機能、それから山地保全機能といった、いわゆる森林の公益的機能が発揮される便益を含んでおります。

それから森林の総合利用便益につきましては、森林を保健休養として使うといった場合のアクセス時間の短縮等を見ている便益でございます。更に災害等軽減便益につきましては、自然災害時に既存の生活道路が被災した場合の迂回路等としての効果を計算、算出するものでございます。

一方で費用、Cにつきましては林道開設に要する事業費、及び維持管理費等を計上して計算しているところでございます。

本事業のB/Cにつきましては、資料にあるとおり1.12から、残事業は1.20とい

う結果でございます。

それから、次のP11-3の概要図をご覧ください。事業箇所につきましては図の中程、上の方の赤丸で示す県道下仁田臼田線を起点とし、下方に伸びまして、当初、右下の赤丸の旧大日向地区を終点としていたところでございますけれども、黄色の点線部分につきましては平成15年度の再評価の時に休止としてございました。今回、この休止を除く区間が今年度完成することから総合的な検討をした結果、この点線の休止期間は計画としては廃止しまして、中程の黄色の実線になりますけれども既設の林道灰立沢線というものがございます。ここを改築して繋いで編入することで、この林道としての早期の事業効果発現を目指すこととしたいと考えてございます。

P11-4の状況写真をご覧ください。当該地域は、本県を代表するカラマツの林業地域に当たりまして、中程の写真に示すとおり、林道の沿線では間伐等の施業が積極的に行われているところでございます。

この早期の完成によりまして、大型車両での運搬による木材利用、それから森林整備のなお一層の促進を進めていく必要があると考えてございます。

次のP11-5の開設効果についてご覧ください。右上に囲ったところにありますとおり、木材輸送トラックの大型化によりまして、輸送経費の縮減が可能になるものでございます。

こうした林業の面の効果に加えまして、中程の図にもあるとおり、この林道の沿線というか下流に幾つか集落がございまして、その町道等の生活道路が災害によって通れなくなった場合の迂回路としての役割も担っているところでございまして、全線の開通に地元からも大きな期待が寄せられているところでございます。

P11-6、コスト縮減の取り組みというところでご覧いただければと思います。

31年度以降の残延長は、新たに改築して編入することとなる林道灰立沢線1,400mの区間でございますけれども、現在、この路線の幅員が3.6mで、これを林道として基幹道としてより活用するというので、本路線と同等の幅員5mへの改築をするということでございます。ただし、よりコスト縮減に務める観点から、必要最小限として約半分の700m部分に留めて、事業費を抑えるという計画でございます。

P11-7が森林の現況でございまして、本林道の利用区域、民有林1,136haの内770haが人工林でございまして、その内、8割は整備が必要な森林となっております。この路線の開通によりまして施業の効率的な実施、それから大型トラックによる効率的な木材搬出ルート確保がなされます。

また利用区域には国有林もございまして、民有林、国有林を含め森林の管理、整備、更に資源の利活用の促進を期待しているところでございます。

表紙の11-1にお戻りいただければと思います。中程にございますが、林務部公共事業再評価委員会の意見は、この林道につきまして、地域の林業振興を担う基幹的な林道であることから、早期の事業効果発現のため、休止区間の廃止及び既設林道の改築編入による終点位置変更により、見直して継続とする。でございます。

県の公共事業再評価委員会の意見は同意見を適当と認め、本事業は見直して継続とするということでございます。本路線についての説明は以上でございます。

続きましてP12-1の県営林道開設事業長谷高遠線でございます。P12-1にありますとおり、本事業は伊那市の旧長谷村と旧高遠町を結ぶ林道開設事業でございます。全体計画延長は27,400m、見直しにより27,280m、全幅員は4mから5mとなっております。

昭和55年度に事業着手しまして、これまでに約25.9kmを開設、開設分は順次供用をしているところでございます。

全体事業費は、今回の見直しによりまして60億3,000万円となります。本年度末の事業進捗率は91.8%となっております。

P12-2、費用対効果分析でございます。費用便益比B/Cは、事業全体で1.08、それから残事業におきましては2.22となっております。主に森林整備経費、縮減等便益、それから森林の総合利用便益等が計上されているところでございます。

P12-3、概要図をご覧ください。事業箇所につきましては図の左端にあります旧長谷村市野瀬を起点としまして、図の右端の旧高遠町の小原地区を終点とするものでございます。

これまで起点と終点の両方から開設を進めておりまして、中程の黄色線で示した1,386mが残っており、平成35年度の完成を目標としているところでございます。

P12-4の状況写真をご覧ください。林道の沿線では間伐等の森林施業が行われておりまして、その整備によって生産された間伐材の利用も進んでいるところでございます。その未開通部分の開通によりまして、一層の木材利用の促進が期待されるところでございます。

P12-5の災害時の迂回路の効果の資料をご覧ください。この路線につきましては、先程、言いましたとおり、林業の振興及び森林整備促進の目的に加えまして、この林道の南側を走る国道152号の災害時の緊急的な迂回路の役割も担っておりまして、地元からも期待を寄せられているところでございます。

P12-6、コスト縮減の取り組みでございます。山地を通るということでございまして、平面線形及び縦断線形の見直しにより、構造物をできるだけ減らして、構造物と残土の量を減らすということで見直しをしております。

また、谷側に構造物が入る箇所につきましては配置を再検討いたしまして、まず構造物をできるだけ減らして土砂を路側、擁壁として活用する補強土壁工というものを採用し、合計で8,600万円のコストの縮減を図るという計画をしているところでございます。

P12-7の森林の現況でございます。林道の利用区域には約1,000haの人工林がございまして、その内、9割が林齢的にまだ整備が必要な森林ということでございます。

開通によりまして伐採搬出コストの削減、それから市場への大型トラックによる効率的な木材搬出ルート確保ということがなされますので、この地域の森林整備

と資源の循環利用の一層の促進が期待されるところでございます。

P12-1にお戻りください。再評価の評価として、中程にございます林務部公共事業評価委員会の意見は、この林道については地域の林業振興のための基幹的な林道であり、災害時の緊急迂回路の役割も期待されることから、工法の見直し等によるコスト縮減に務め、早期の完成を目指して継続とするということでございます。

県公共事業再評価委員会の意見は同意見を適当と認め、本事業は見直して継続とする。でございます。

続きまして、県営林道開設事業千遠線でございます。P13-1になります。

本林道は飯田市の千代地区と、同じく飯田市の南信濃遠山地区を結ぶ林道開設事業でございます。全体計画延長は26,818m、見直しにより26,665m、幅員は3.5mから4mとなっております。昭和37年度に事業着手し、これまでに約26.1kmを開設し、順次供用しております。

全体事業費は、今回見直しにより57億3,000万円となります。今年度末の事業進捗率は95.3%となっております。

P13-2をご覧ください。費用便益比B/Cは1.11、残事業につきましては、森林整備経費縮減等便益や森林の総合利用便益等ございまして、1.62になってございます。

P13-3、概要図をご覧ください。これまで上方の起点、それから下方の終点、両方から事業開設を進めておりまして、図の中程の黄色線で示した31年度以降の延長、590mの区間が残っており、平成32年度の完成を目標としているところでございます。

次のP13-4の連絡開通による効果についてご覧ください。本路線、この黄色の部分、南北が繋がることとなります。

開通による効果を主なものとして3つございますが、まず木材生産等経費縮減効果につきましては、この図にありますとおり本地域の木材、生産された木材の集積場所というのが、図の上方の北の飯伊木材流通センターが大きなものですが、それ以外にも、木材の種類によって幾つかの拠点がございます。ここにそれぞれ、この林道の沿線から生産された木材を樹種に応じて搬出することになるわけですけれども、左の方に概念図も付けておりますが、この林道が全線開通することによりまして、この地域では三遠南信自動車道等の一般道の整備も進んでおり、これも組み合わせ活用することにより、最大で44kmの短縮というような効果で、より効率的に木材を搬出することができるようになるということでございます。

それから、もう一つの効果といたしまして、P13-4-2ページでございますが、災害時の迂回路としての効果ということでございます。左の図の中で真ん中程の栃城、漆平野地区というところにつきましては、よく道が壊れることがあり、先日も通行できなくなったりしたのですが、これまでの開通の部分を使って迂回路として既に活用をされているところでございますけれども、この黄色部分が開通することにより右下の和田地区、こうしたところにおいても、国道152号が災害で崩れた場合

に飯田市への迂回路として活用できるということで、非常に地域からも要望が寄せられているところでございます。

更に3つ目として観光と森林の相互利用の効果といたしましても、この林道の黄色の部分が開通することによりまして、林道沿いにある有名な景勝地でございます。万古溪谷、それから南の方にあるかぐらの湯、こうしたところが周遊して観光できるということで、この森林の総合利用への効果というのにも拡大すると考えているところでございます。

P13-5のコスト縮減の取り組みをご覧ください。右側の赤く囲ったところにもございますとおり、計画に基づいて開設していく中で、工事区間に脆弱な岩盤の出現というのがございまして、工法を変更するなどして全体事業費及び計画期間の増となっているところでございますけれども、その中でも左側のところにあるように、岩盤をできるだけ避けて、計画線形を見直して延長を153m減らすということ、それから構造物の見直しということで、合計で1億3,600万円のコスト縮減を図って、早期に完成を目指すことを考えてございます。

P13-6の森林の現況でございます。この利用区域には約500haの人工林がございまして、8割以上は整備が必要な森林ということでございます。この区間を開通させることによりまして伐採搬出コストの削減、それから大型トラックによる効率的な木材搬出ルート確保ということがなされております。一帯には天然林や国有林もございまして、これらも含めまして森林の管理、整備の一層の促進が期待されるところでございます。

P13-1にお戻りください。中程にあります林務部公共事業再評価委員会の意見につきましては、地域の森林管理のための基幹的な林道であり、災害時の緊急迂回路の役割も期待されることから、工法の見直し等によるコスト縮減に務め早期の完成を目指し、見直して継続とする。でございます。

県再評価委員会の意見は同意見を適当と認め、本事業は見直して継続とする。でございます。

続きまして4番目、P14-1をご覧ください。県営林道開設事業、弓の又線でございます。

本林道は阿智村の千里地区と浪合地区を結ぶ林道開設事業でありまして、全体計画延長は12,201m、幅員5mで全体事業費は51億7,000万円となっております。平成元年度に事業着手し、これまでに約12kmを開設し、順次供用しております。本年度末の事業進捗率は96.6%となっております。

次のP14-2をご覧ください。費用便益費B/Cは1.06、残事業につきましては、2.99となっております。

資料14-3の概要図をご覧ください。事業箇所につきましては、図の上方の赤丸の県道富士見台公園線との交差点を起点といたしまして、下方の赤丸、村道あららぎ線というところまででございます。これまで両側から開設を進め、黄色で示した残り区間249m、これについて平成31年度の完成を目指しているところでござい

す。

次のP14-5の地域振興効果でございます。

この観光地のアクセス向上ということで、林業の振興、森林整備促進の目的に加えまして、この観光アクセスといった面では中央道の園原インターチェンジと、それから下方の下伊那郡西部地域の距離を短縮しまして、利便性を向上する役割も担っているところでございます。

図の上方の園原インターから国道の256号、153号を経由して、下方のあららぎ高原に行くには約20kmの距離でございますが、この林道弓の又線を通行すると約4km短縮されるということでございます。このためこの黄色部分が開通することによって、林道弓の又線の利用者というのが非常に増えると考えているところでございます。

それからP14-6、コスト縮減の取り組みでございます。平成25年にこの真ん中の写真があるとおり崩壊が発生したことを機会に、全体事業費の増と計画期間延長ということになったところですが、その中でも線形と工法を比較検討しまして、この法面の崩壊につながる法面の切取というものを回避できる、メタルロード工法という工法により、これが一番、コストが安く済むということで、この工法を使っているところでございます。

メタルロード工法につきましては、P14-3にイメージ図がございますのでご覧いただければと思います。非常に簡易な橋の形式にすることによって、法面の切取を防ぐということでございます。

それからP14-7の森林の現況をご覧ください。この林道につきましても利用区域には約700haの人工林がございまして、まだまだ整備が必要なところも多いところでございます。開通によりまして伐採、搬出コストの削減、それから木材の効率的な搬出ルートの確保ということになりますので、この区域の森林整備、管理、それから資源の循環利用の一層の促進を見込んでいるところでございます。

P14-1にお戻りください。林務部公共事業再評価委員会の意見といたしましては、地域の林業振興を担う基幹的な林道であり、産業振興や災害時の緊急迂回路の役割も期待されることから、引き続き現場に適した最も経済的な工法、メタルロード工法の採用により継続とする。でございます。

長野県公共事業再評価委員会の意見は、この意見を適当と認め本事業は継続とする。でございます。

続きまして、林道の最後になりますP15の高森山線でございます。P15-1をご覧ください。

本林道は大鹿村の鹿塩地区の林道開設事業でありまして、全体計画延長は17,831m、幅員は4mとなっております。昭和58年度に事業着手して、これまでに約16kmを開設しております。全体事業費は今回見直しにより33億2,000万円となります。今年度末の事業進捗率は86.5%となっております。

資料、P15-2をご覧ください。費用便益費B/Cは1.45、残事業につきまして

は1.60となつてございます。ともに森林整備経費縮減便益等が計上されてございます。

それからP15-3が概要図でございます。図の右下になります大鹿村の国道152号の分杭峠付近を起点といたしまして、当初計画では、左側の県道松川インター大鹿線までの連絡線形ということでございましたけれども、平成15年度の再評価で、点線部分を中止といたしまして、図の真ん中程の赤丸地点としたところでございます。そこまでの黄色の実線になっている部分が残事業でございまして、1,854mの区間、平成34年度の完成を目標としているところでございます。

次のページ、森林の活用状況をご覧ください。林道の整備によりまして、積極的な森林整備が進められておりますとともに、それから生産されるカラマツ材の利用拡大の取り組みというの、地域で行われているところでございます。この他、林道沿線には南アルプスのビューポイント等もありまして、周遊のトレッキングコースなど、観光への期待もされるところでございます。

次のページ、P15-5の終点位置についてご覧ください。この図にありますとおり右下の図、それから写真中程にございますけれども、中止して新たな終点とした部分、その先には、主伐期を迎えている大鹿村の村有林のカラマツ等の充実した森林資源が多く存在してございますので、ここまで開設を行いまして、この先は作業道など簡易な道によって森林整備、それから伐採が行われまして、このカラマツを主体とした森林の資源循環利用の一層の促進を図ることとしているところでございます。

P15-6のコスト縮減の取り組みをご覧ください。これも右上にありますとおり、その工事区間に脆弱な岩盤の出現等ございまして、工法を変更するなど、全体事業費及び計画期間の増となっております一方で、この図にありますとおり、地形に添った線形によってできるだけ土を切り取る量を減らすこと。それから構造物につきましてプレキャスト擁壁から鋼製の擁壁への見直しを行うことによりまして、1億3,400万円のコスト縮減を図るということで考えているところでございます。

P15-7の森林の現況をご覧ください。この林道の利用区域には約900haの人工林がございまして、この残区間を開設することにより、先程ご説明したカラマツ林も含めまして、より一層の森林整備促進と森林資源の循環利用が期待されるところでございます。

P15-1ページにお戻りいただきまして、林務部公共事業再評価委員会の意見といたしましては、森林資源の活用など地域林業の振興を担う基幹的な林道であることから、工法の見直し等によるコスト縮減に務め、早期の完成を目指し、見直して継続とする。でございます。

長野県公共事業再評価委員会の意見はこの意見を適当と認め、本事業は見直して継続とする。でございます。

以上、林道5路線の説明は以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。ここで信州の木活用課の担当課の説明が終わりましたけれども、質問を受けたいと思います。委員の皆様どうでしょうか、質疑応答の時間は10分ぐらいでお願いします。

○加々美委員

よろしくをお願いします。11-1番について、この田口十石峠線は他の事業区間に比べて採択年度が若く、専門ではないので分かりませんが、早い段階で工事が進んだと思いますが、結構な面積を残して中止区間になっています。

この再評価の判断根拠の下のところに、見直しについては地元との調整を図っているとありますが、地元の意見はどんな意見が出ているのでしょうか。

○信州の木活用課 城課長

P11-3に概要図がございますけれども、当初の終点については、この大野沢の方まで繋げて、この林道によってこの辺にある森林も活用したいとか、そういうご意見だったわけです。やはり経済的なことなどいろいろな効果を考えまして、途中までとしてそこから繋ぐということで、ご説明した結果、やはり地元として、道はできるだけ造って欲しいが、早期の完成ということもあわせてご理解いただいたところです。

○永藤委員長

他にどうでしょうか。

○藤澤委員

5事業のうち、最初に説明したのが地元10%の負担がありますよね。どうしてですか。

○城信州の木活用課長

これにつきましては制度の違いでございまして、県が開設する林道につきましては、基本的に地元市町村に代わって大規模なもの等について行うものですが、他の4路線につきましては過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎代行で造っております。その場合、地元負担が無いということでございます。

この田口十石峠線につきましては、過疎代行ではないですけれども、県の林道事業規則に基づいて、大規模であったり、それから複数市町村に跨るものにつきまして、代わって行うというものでございます。根拠が違いますので、この場合は、地元負担1割をいただいているということでございます。

○藤澤委員

もう1点いいですか。県の負担分は森林税とか使っていますか。

○信州の木活用課 城課長

これにつきましては、使ってございません。

○藤澤委員

使っていないのですか。

もう一つ、いいですか。

県産材のお値段がいいですね。なるべく公共事業は使えというお話ですが、なかなか使うと事業費が膨らんでしまう。この効果で少しは県産材が安くなりますか。

○信州の木活用課 城課長

まさに、その木材を使っていくためには道が無いというのが喫緊の課題でございますので、これでいい道を作ることによって、まず森林へのアクセス自体も良くなり、大型の機械が入れられる。それから、伐採して出た材を運ぶに当たってもできるだけ大きなトラックで一遍に運ぶと、距離を短くするというのが非常に重要でございますので、まさにそこに大きな効果があると考えてございます。

この林道だけじゃなくて他の事業、いろいろな施策もあわせて、できるだけ県産材が低コストで使えるようにということを考えているところでございます。

○藤澤委員

ありがとうございます。

○永藤委員長

他に委員の皆さん、どうでしょうか。

○内川委員

同じ11ですけども、P11-1の、先程から話にも出たんですけども、この休止区間というもの、理由というのがいつから、ここはどういう理由でというところをもう一回。

○信州の木活用課 城課長

休止になったのは平成15年の再評価の時で、その休止を今回廃止にするということです。

P11-7森林の現況図がございます。ここの左側が分かり易いですが、この休止とした区間、黄色の点線の部分は、人工林もありますが、比較的天然林が多いところでございまして、その費用対効果という観点から言うと、優先度が低いというこ

とで、まずはこの人工林が多い部分を完成させて、更に既存の林道を編入することによって公道と繋ぐというところが、最も費用対効果等を考えても優先度が高いという判断をしたということでございます。

○内川委員

理由、今お聞きして十分納得できる場所ですけれども。逆にこの非常に13kmという長い距離を、当初計画になぜ入っていたのだということが疑問にも感じてしまうような、事業量変更だと思うので、今後、その辺の見方、経営計画とか伐採の見込みがどうだったのかということ、いろいろな形で考えていく必要があるのかなと感じました。

○信州の木活用課 城課長

その時々判断というものがあったと思います。今はご説明していて分かるとおおり、残りの区間をできるだけ早期に完成しますということをやっておりますけれども、当然、新しい路線というのにも必要があれば造ることになります。

その時にはきちんと、理想だけを追うのではなくて、やはりどれだけの資源があって、どれだけの効果があるのかということをきちんとチェックしながら計画するということだと考えてございます。

○内川委員

そうですね。先程来、経営計画の状況などの資料をつけておられるのがありますけれども、その時には、そこはあまりリンクしていなかったということでしょうか。

○信州の木活用課 城課長

当初も、森林の資源の現況だとか、森林施業の方法というものを踏まえて計画したいと考えていますけれども、これも平成3年、比較的新しいと言え大分時間が経ってございますので、その間にも状況の変化があったり、予算的にもより厳しくなったりと、こういう部分があるというように考えております。

再評価の時点、それから新規計画の時点、しっかりとそういった施業の計画や資源の状況を踏まえて計画や評価をするようにしたいと思います。

○永藤委員長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

○信州の木活用課 城課長

どうもありがとうございました。

○永藤委員長

それでは、先程、都市・まちづくり課のご質問に、まだ宿題が残っておりますので、その回答をお願いしたいと思います。高瀬委員からの質問の答えです。

○都市・まちづくり課 高倉課企画幹

都市・まちづくり課の高倉です。先程、高瀬委員からご質問をいただいた件ですが、P9-2の便益について、事業全体と残事業の数字が一緒だということのご指摘だと思います。

この便益の計算につきましては、両方とも2車線供用後の平成30年を基準年として算出をしているので、同じ数字ということでございます。

○高瀬委員

事業全体のこの時点でどのように使って、どの便益もその2車線供用からの、そうすると・・・

○都市・まちづくり課 高倉企画幹

基準年を30年として・・・

○高瀬委員

それっておかしくないですか。元々スタートの事業全体の便益というのは、本当に先程、古い写真があつてその時点からの、その時点とこれを造った後の比較したものがこの事業全体の便益であつて、残事業で便益が一緒の場合というのはどういうケースかという、2車線暫定で供用した時にその従前の、古いときよりも例えば旅行時間、その区間の旅行時間が延びたままならばこのまま、その便益は4車線にしないと出てこないということになります。

2車線、暫定で造って、なおかつ、その手前の方からもうでき上がっているわけなので、多少ボトルネックになるんでしょうけれども、少しでもこの事業を開始する前よりも便益が出ていたら、その分は引かなければいけないという話になってくるので。

この事業全体の便益が平成30年を基準にすると、多分、基準にしているというのはあくまでも・・・この便益はあくまで30年を基準にしていたとしても、そのいわゆるスタートの事業前の段階からの差ですよ。あくまでそうですね。

○都市・まちづくり課 高倉企画幹

今回の便益については、基準年が30年でありまして、供用するのが33年度・・・

○高瀬委員

それがいわゆる、その残事業の便益ですね。

○都市・まちづくり課 高倉企画幹

それもそうですけれども、先生がおっしゃられた、例えば9-1で前回は平成25年に再々評価をやらせていただいたときは、B/Cが1.2で、これは25年を基準としていると思いますが・・・

○高瀬委員

この1.2からの1.04は、増額したことによって、この違いが出てきたことであって・・・

○都市・まちづくり課 高野課長補佐

便益そのものは、先程上げましたように、供用開始年から50年間で想定しますよね。

○高瀬委員

それは分かっております。でも残事業と、今、もうここでやめたとしても2車線供用している分は、もしかしたら便益が出ているかもしれないわけですよね。

旅行時間をちゃんと計測されていれば一番簡単な話ですけれども、その事業開始前の旅行時間と、この2車線開始後の旅行時間がもし短縮されていけば変わってくるわけです。短縮されていなければ、4車線にならないと便益は発現しないと、全部の便益が発現しないということになるわけで、いわゆるウィズリザードの話で。

やっぱり、今のおっしゃられること、よく分からないですね。

○都市・まちづくり課 高野課長補佐

現道部分、既に2車線供用していた部分もありますので。

○高瀬委員

そうするとこの事業という、そのものをやったださるということですか。この平成11年度からスタートされたようにスタートしているので、その1行目の、ではそこからですよ。それ以前と今度でき上がった後のサービス、それが事業全体の便益です。それをもし、今の時点のこの30年からとおっしゃられるとした、その平成11年から平成30年までの部分の話はどうかという話です。

これ暫定2車線が無ければ別にこのままでいいと思いますが、暫定2車になったことによってこのまま終わった、もし、これで結構渋滞も解消、まだされていないんですけども、されていたら、もうここで終えてもいいんじゃないかという話になるわけですか。

これ以上、多分、便益が発現してこないということになったら、今はそんなことはないですよ。もちろん渋滞が残ったままなので4車線にしなければならぬでし

ようけれども、要はその2車線から4車線にしないとだめだという根拠が欲しいということになるので。

一番簡単なのは、先程、言いましたように、旅行時間がその暫定2車線になったときに平成11年以前の話とどれだけ違うのかということが分かっていると、一応命題になります。もし下がってれば別にいいですけども、もし短縮されていれば、その上は時間軽減という話です。

○都市・まちづくり課 高倉企画幹

現在のそのP9-2で記載しておりますのは、そういうことは考慮をしてごさいませんので、もう一度、計算をさせていただくという形になりますが、そうさせていただきますと考えます。

元々、2車線あったところを4車線にしていますが、暫定2車線でも供用しているということなので、その辺の現在の状況を加味した中で、もう一度ここについて計算し直させていただくということで、それによって、またご説明をさせていただきたいと思えます。

○永藤委員長

よろしくお願いいたします。内容によっていろいろな解釈があるので、その辺の統一見解をしっかりとさせていただいて、これは全体の意見ですけども、大事なところなのでよろしくお願いいたします。

また後日ということでもよろしいですか、よろしくお願いいたします。

ここで審議する箇所を抽出したいと思えます。それでは、適宜ご発言をお願いします。ちなみに事業進捗の低いもの、それから残事業費が多いもの、残事業の内容などが抽出のポイントになると思えます。

ちなみに進捗率で、継続とか見直しとか一次休止などいっぱいありますが、低いのを上げさせますとまず2番とか、1番、2番、3番、7番、8番が50%以下ということ。状況を考えていないので進捗率だけの話です。

それから年度別でいって、本来ならかなり行っていなければいけないけれども厳しいというのは2番、それから8番ですね。もちろん全部、一時休止とか見直しとかがいっぱいあるので、これだけではないのですけれども。

それから事業費のかさ上げというか、必要になったというのでは8番、9番が大きいところですね。

それから、残事業での費用が大きいというのは、4番、5番、7番、8番が多いということで、目安ですけども、とりあえず挙げさせていただきました。

どうでしょうか、皆さんの方から。

私、8番の国道148号線はぜひ、見直し継続になっていきますけれども、43.3%であり、追加資料も多いですのでどうかと思うのですが。2つ、3つぐらいあれば、どうでしょう。

とりあえず提案でこうしようということではないです。他に皆さんありますか。島田委員、どうぞ。

○島田委員

私、1番の通常砂防事業で、P1-3の堰堤設置箇所よりも上流側の説明があつて、倒木の堆積率がすさまじい勢いですね。平成29年の九州豪雨でも、大量の土砂と流木が流出してきて甚大な被害だったんです。

これ支流ですけれども、本川に入ると松本の市街地のところまで行きますよね。だから、本当にこういう流木が混じった土石流が発生して下流まで流れていったら、人的被害も甚大になるのかなと心配になるので、そういった流木対策とかしている堰堤とか、現場を見に行ってみたいというのが個人的な意見です。

○永藤委員長

1番の海岸寺沢ですね。他にどうでしょうか、あと1箇所か2箇所ぐらい。

○酒井委員

本当は山ノ内のところが気になりますが、山ノ内を選んだところで、多分、詳細審議が難しいというか、どっちにしろ現場には行かれないだろうというものがありました。

内容がいろいろ多くて複雑なので、河川で5番の、松本の関連の河川の内容を今回、大分駆け足になったかと思うので、内容的に詳細審議に挙げていただきたいかなと思います。見学はどちらでもいいです。

○永藤委員長

ああそうですか、分かりました。奈良井川ですね。

他にどうですか。他に、今、挙がっているのは1番と5番と8番です。

どうぞご遠慮なさらずにどうぞ。いいですか、委員の皆さん。

では1番、5番、8番ということでよろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり

○永藤委員長

そういうことで、1番と5番と8番ということで決定させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは第2回以降、今、3箇所について、第2回以降における詳細審議箇所としてよろしいでしょうか。委員の皆さんどうでしょうか、よろしいですか。

○出席者一同
異議なしの声あり

○永藤委員長

ありがとうございました。

審議箇所の中で追加の資料請求などがありましたらお願いします。先程のはもちろんありますけれども、他にどうでしょうか。

無いようですので、先程のことについては事務局の対応でお願いいたします。

以上で再評価の抽出の審議を終了いたします。この後、新規評価、事後評価の抽出を行い、全ての審議箇所の抽出が終わったところで現地調査の箇所を選びますので、その際にもご意見をお願いしたいと思います。

では次に新規評価に入りたいのですが、5分ぐらい休憩します。

(休憩後)

(新規評価案件について)

○永藤委員長

それでは次に行きたいと思います。

それでは、新規評価についてやりたいと思います。事務局からお願いいたします。

○事務局 本藤専門指導員

技術管理室の本藤と申します。よろしくお願ひいたします。では、赤のインデックスの資料4をご覧ください。

平成31年度に新規箇所として実施を予定しておりますのは、総事業費10億円以上で7箇所、10億円未満で43箇所でございます。箇所ごとの概要につきましては、この資料4の3枚目から5枚目に示してございます。

資料4、2枚目の右側でございますけれども、平成24年度に第三者委員会に諮るという試行以降、新規評価につきましては事業の種類で森林整備と公園の整備を除き、意見聴取を実施しております。また、本年度から各事業の実情にあわせて、新たに市町村道整備の支援とその他を加えております。

要領の第6の(2)で定めております「全ての事業種類についておおむね5年に1回」ということでございますけれども、本年は該当がございませんので、総事業費10億円以上の7箇所につきましては、本委員会における審議対象といたします。

この後、各箇所の詳細な事業内容につきましては、事業課から説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○永藤委員長

ありがとうございました。今の事務局の説明にご質問がございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、これから各事業の説明をお願いしたいと思います。評価対象案件が7箇所と多いですので、詳細に審議する箇所は一通り、先程と同じように、説明を聞いてから抽出したいと思います。なお、事情により資料順ではなく、建設部の案件から説明を行いますのでご了承ください。

○道路建設課 河原課長補佐兼国道・橋梁係長

建設部道路建設課の課長補佐をしております河原輝久と申します。よろしく願いいたします。

私からは道路改築事業の説明をいたします。資料のP2-1をご覧ください。

事業名は道路改築事業でございます。箇所名は青木峠。関係市町村は松本市、筑北村、青木村になります。

事業目的でございますが、一般国道143号は松本地域と上小地域を結ぶ主要幹線道路で、第1次緊急輸送路に指定されていますが、青木峠区間の現道につきましては狭く屈曲した峠道であり、高さ制限や信号処理による片側交互通行規制がありますトンネルを有し、車両の通行に支障を来していることからバイパス事業を実施し、安全で快適な交通を確保するのが目的でございます。

事業内容でございますが、道路改築工としまして延長4.3km、車道幅員が6.5m、全体の幅員としては9mでございます。

事業期間は2019年度から2027年度までの9年間を予定しております。全体事業費は約150億円を想定しております。

事業効果ですが、直接的効果としましては走行時間、走行経費の減少や高度救命救急医療機関への搬送時間の短縮、第1次緊急輸送路としての災害に強い道路が整備されることでございます。

これらにより、松本・上小地域間の地域間交流の促進、北関東や中京圏まで含めた新たな物流ルートの確保によります経済活動の促進、沿道観光地の発展、周辺観光ルートの形成によります広域的な観光振興にも繋がるものと考えております。

次に右上の2段目の図面、写真をご覧ください。現況図に示しますように、青木峠区間の現道は狭く屈曲した峠道でありまして、写真にありますように、信号機によります片側交互通行規制や高さ制限がありますトンネルを有し、車両の通行に支障を来している状況でございます。このような状況を改善するために、新たなトンネルと橋梁を主体とするバイパス整備によりまして安全・安心な通行を確保いたします。

下段の事業周辺環境について説明いたします。①の歴史的経緯は記載のとおりでございます。

②、③の地域からの要望や事業説明の経緯でございますが、一般国道143号整備

促進期成同盟会や国道143号青木峠道路新トンネル建設整備促進議員連盟沿線四村協議会から要望がございまして、平成29年2月、平成30年5月と地元説明会を実施しております。

④の他事業等との関連でございまして、長野県地域防災計画におきまして第1次緊急輸送路に指定されております。⑤の自然環境等への配慮ですが、トンネル計画によりまして、周辺の地形改変を最小限としております。⑥の地域活性化への影響と配慮でございまして、通勤圏の拡大による人の交流、製造業などの連携による物流の活性化、周辺観光地の活性化が期待されます。

続きまして、P2-2の評価シートにつきましてご説明いたします。そちらをご覧ください。

必要性につきましては、信大医学部の附属病院や松本、上田のインターチェンジ、駅、及びお城などの観光地へのアクセス道路となりますので、得点として80点としております。

重要性につきましては、第1次緊急輸送路や振興山村、過疎地域、積雪地域に指定されているために得点が90点となります。

効率性につきましては、B/Cが1以上でありまして、一般国道143号青木峠トンネル勉強会で調査・設計の検討事項につきまして専門的、かつ幅広い検討が実施されているため、得点が85点となります。

緊急性につきましては、5カ年以内の事故発生が3件以上あり、明通トンネル(あけどおしトンネル)、既存のトンネルでございまして、長野県トンネル長寿命化修繕計画で健全度ランクⅡに位置づけられていること、現道幅員が5mと狭いことから得点が85点となります。

計画の熟度につきましては、地域の合意形成が図られていることから得点は80点となります。

以上から、総合評価におきまして84点となり、A評価となっております。

それでは、またP2-1にお戻りください。資料の左下、事業を所管する道路建設課の意見及び評価を所管する技術管理室の意見は、記載のとおりでございます。

説明としては以上でございます。

○永藤委員長

続きまして3番の街路について、都市・まちづくり課から説明をお願いいたします。

○都市・まちづくり課 高倉企画幹

都市・まちづくり課の高倉と申します。説明させていただきます。

資料の3-1をご覧ください。左上からになりますが、事業名は街路事業、路線名は都市計画道路東新町座光寺線、箇所名は飯田市上郷でございます。

事業の目的をご説明いたします。現在、飯田市全域でリニア中央新幹線開通を見

据えた交通体系の整備が進められております。当路線におきましては、飯田市街地と仮称長野県駅を結ぶ重要なアクセス道路として位置づけられております。しかしながら現道は幅員が狭小でありまして、また上郷小学校を初めとする教育施設が沿線に点在しているにもかかわらず、歩道が未整備ということでございます。

当路線をリニア駅前と一体的に整備することで、歩行者の安全・安心な環境を確保するとともに、市街地からのアクセス交通を円滑化し、都市機能の充実を図ることを目的としております。

受益の対象になりますが、平成42年、2030年の推計の計画交通量といたしましては、1日当たり4,600台を見込んでございます。事業内容は道路改築工ということで、延長1,400mでございます。道路の幅員は12mから15mでございます。

事業期間につきましては、2019年度から2027年度の9年間を見込んでおります。全体事業費は37億円で、費用の負担割合は国が55%、県が35%、市が10%となる予定でございます。

事業効果ですが、直接効果としましては幹線街路の整備による交通の円滑化、及び安全性の向上や歩行者の安全性の確保などがございます。また、間接効果としましてはリニア中央新幹線（仮称）長野県駅へのアクセス道路による地域間の交流の促進などがございます。

続きまして、右上の図面及び写真をご覧ください。本事業箇所 の位置でございますが、位置図の赤線で示した箇所となります。また、紫色の線がリニア中央新幹線を示してございまして、丸印が新しく駅を設置する予定の箇所となります。

位置図の左上が飯田市市街地であり、本路線は市街地とリニア駅を結ぶ重要なアクセス道路として位置づけられているということでございます。

続きまして写真をご覧ください。2枚とも現在の道路の状況を示してございます。先程もご説明させていただきましたが、現在の道は幅員が狭いということと歩道が未整備ということとです。特に大型車とのすれ違いは困難だということで、円滑な交通に支障を来してございます。

右下の事業周辺環境をご覧ください。主要な部分についてのみご説明をさせていただきます。

②の地域からの要望経緯及び地域の関わりについてですが、本事業区間は沿線上郷小学校等の教育施設が点在しているということから、地元より歩行者の安全な通行を確保の要望がなされてございます。③の事業説明等の経緯につきましては、本路線はリニア駅周辺と市街地側の2区間に分けて説明を行ってございまして、それぞれ2回ずつ行っているところ、いずれの地区でも詳細設計まで説明を完了しており、計画の地元定着は図られております。④の他事業・プロジェクトとの整合・関連につきましては、本事業以外のリニア関連事業としまして、この右上の平面図にも着色してございますが、国道153号の拡幅及び座光寺スマートインターチェンジからリニア駅のアクセス道路の整備を行ってございます。また、飯田市ではリニア駅の周辺整備を行ってございます。

続きまして、資料3の評価シートについてご説明をいたします。

必要性の項目につきましては、飯田市中心市街地からリニア中央新幹線（仮称）長野県駅への一次アクセスであること。首都圏や中京圏から新たな玄関口となる駅周辺環境整備と一体として進める事業であることなどから、65点ということで評価してございます。

次に重要性につきましては、位置づけとして「しあわせ信州創造プラン2.0」に事業着手箇所として位置づけてあること。また下段になりますが、無電柱化ということで第8期無電柱化推進計画に位置づけ手続を進めていることなどから、90点ということで評価してございます。

次に効率性につきましては費用便益費が1.1であること、事業期間が9年間であることなどから60点ということでございます。

次に緊急性につきましては、本路線について、特に一番上になりますが、安全確保の面で平成27年から29年の3年間に人身事故が6件、物損事故が73件発生していること。中段になりますが、現道は上郷小学校の通学路に指定されているということでございますが、歩道が無いということなどから早期の整備が必要であるため、85点ということで評価してございます。

次に計画の熟度につきましては、これまでに参加者を限定しない地元説明会を4回開催していること、リニア駅周辺整備検討会議で、本路線に関するいろいろご意見をいただいて進めてきており、地域の積極的な取り組みがあること、また計画について地域の合意形成が図られていることなどから、90点ということで評価してございます。以上から、総合評価におきましては79点となり、A評価としております。

では前のページの資料の3-1にお戻りいただきたいと思っております。資料の左下の事業を所管する都市・まちづくり課の意見及び評価を所管する技術管理室の意見は記載のとおりでございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○永藤委員長

ありがとうございました。それでは、続いて7番の箇所について、公営住宅室から説明をお願いいたします。

○公営住宅室

建築住宅課、公営住宅室の笠井と申します。よろしくお願いいたします。

資料7-1をご覧ください。事業名は公営住宅建替事業です。箇所名は公営住宅大萱団地、関係市町村は伊那市となります。

事業目的は、老朽化が著しい伊那市内の公営住宅の居住環境の改善と管理の効率化となります。整備戸数に関しましては、2棟72戸を予定しております。

事業内容としまして公営住宅、先程、申し上げましたとおり、RCの4階建2棟72戸の建替えと附帯施設、外構工事となります。

事業期間は平成31年から39年度までの9年間で予定しております。全体事業費は

23億円で、費用の負担割合は国・県、ともに50%ずつを予定しております。

事業効果としては、入居者の居住性の向上や多用な住宅プランによる世代混在の団地の形成、住民間コミュニティの形成や周辺環境への調和、環境に配慮した団地形成であり、これらにより地域自治体の活性化に繋がると考えております。

次に右上の図面、写真をご覧ください。本団地は伊那インターチェンジから北西800mに位置し、市営住宅大萱団地と隣接しております。建替事業は県営住宅の敷地内で行い、RCの4階建で2棟72戸と集会所、また駐車場等の附帯施設を整備する予定となっております。

現況としましては、昭和38年から42年建設の簡易耐火構造平屋建と2階建で築50年以上は経過しております。右側の完成イメージに関しましては、昨年度、安曇野市で完成した県営住宅、アルプス団地の写真を載せさせていただいております。

続きまして、右下の事業周辺環境について説明させていただきます。①の歴史的経緯としまして、昭和38年から42年に建設された築50年以上経過し、入浴設備等もなく老朽化が著しい状態となっております。地域のかかわり、事業説明の経緯としましては、伊那市と協働建替事業の協定を締結しており、また、計画段階から自治会や住民説明会を重ねております。

④の他事業と⑤の自然環境等への配慮、⑥の地域活性化への影響、⑦のその他についてはご覧のとおりとなります。

補足資料としまして、資料P7-2をご覧ください。本事業は伊那市と協働事業として協定を締結しております。伊那市内の大萱団地と若宮団地の2団地において協働事業としておりまして、大萱団地においては県が建て替えを行います。若宮団地においては市が整備を行うという予定となっております。そして、建替完了25年後に大萱団地は伊那市へ移管となっております。

続きまして、資料P7-3の評価シートについてご説明いたします。

必要性については、整備戸数と生活環境におきましてA評価となりまして、得点が100点となります。重要性につきましては、全て位置づけに関しまして位置づけがあるということから、得点が100点となっております。効率性につきましては、B/Cが1.22であります。他の項目に関しましてA評価となりますので、70点となります。

緊急性につきましては、安全確保と生活環境におきましてA評価という形で100点となります。計画の熟度に関しましては説明会を行っていること、また地域の取り組みが積極的であること、地域の合意形成が図られているということから100点となり、以上のことから、総合評価において98点となりA評価となっております。

資料、P7-1にお戻りください。資料左下、事業を所管する公営住宅室の意見及び評価を所管する技術管理室の意見は記載のとおりとなります。説明は以上です。

○永藤委員長

ありがとうございました。それでは続いて1番、4番～6番という4箇所につい

て、農地整備課から一括して説明をお願いいたします。

○農地整備課 遠藤担当係長

農地整備課防災係の遠藤と申します。よろしく申し上げます。私からP 1－1、県営農村地域防災減災事業についてご説明します。

事業名は県営農村地域防災減災事業の湛水被害の防止です。箇所名は千曲川沿岸相之島、市町村名は須坂市になります。

事業の目的は、本地域は須坂市の北部、千曲川右岸に広がる水田、樹園地があり、これらを水害から守るために排水機場があります。これらが老朽化したために機能が低下していますので、これらを更新することによって人家、及び公共施設等の安全確保を図ることを目的にしています。

受益面積は保全対象としまして主に農地が210ha、人家が1,040戸、その他公共施設の小学校、保育園等があります。

事業の内容ですが、排水機場の改修2箇所です。その内、排水ポンプ、原動機、減速機、それから吐出弁等を改修します。着工年度は2019年、完了年度は2026年、事業期間は8年間を予定しています。

現在、事業費は10億円を予定しております。ただ今後、コスト縮減等により10億円を下回る可能性もあります。財源内訳としましては国が55%、県が37%、その他市町村等により8%を想定しています。

事業効果としましては、主に災害防止効果として豪雨時の農地・農業施設等の被害防止ができること。間接効果としまして、優良農地の保全を期待しております。

右上の事業概要説明図をご覧ください。手前が上流、奥が飯山市等の下流になります。千曲川の右岸側の赤く丸のある2箇所が今回の対象区域です。

緑の線で囲ったところに雨が降ると、この赤い点に水が集まってきます。雨が降っているときに千曲川にも他の地域からの河川が流入し、この赤く塗ったところよりも千曲川の水位が上昇してしまいます。放っておくと、この赤く塗った地域が湛水してしまうために、ポンプを使うことによって強制的に千曲川に排水するというシステムです。

しかし、これらのシステムが昭和41年から平成2年に建築され、築造後50年を経過したために耐用年数が経過し、原動機、それからポンプ等に不具合が生じています。これらを改修することが主な事業の内容になります。

次のページ、P 1－2をご覧ください。新規評価の優先順位評価シートについてです。主なところだけご説明します。

必要性としまして、保全対象として1,040戸の人家があること、あと保全対象として農地が210haということ、非常に規模の大きいこと。更に公共施設があることで100点。

重要性については、この地域には他に排水機系統がありません。この排水ポンプが機能しないと、この地域には、他の地域から水が集まってきますので湛水する被

害があります。非常に重要な施設です。

効率性については、B/Cが7.6あります。その他記載のとおりで、総合評価としては92点、A評価になっています。

P 1－1にお戻りください。所管課意見、技術管理室の意見は記載のとおりです。説明は以上です。

○永藤委員長

ありがとうございました。

○農地整備課

続きまして、資料P 4－1をご覧ください。よろしく申し上げます。

事業名は県営かんがい排水事業、箇所名立科幹線地区でございます。

関係市町村は佐久管内の小諸市、佐久市、立科町、それと上田管内の上田市、東御市の4市1町になります。

事業目的ですが、本地区は年間降水量が1,000ミリ程度の寡雨（かう）地域、非常に雨の少ない地域に位置しており、農業に必要な用水を蓼科山の水源地に求め、約30kmの幹線用水路で導水することによって営農してきた地域でございます。

現在の水利施設は、主に昭和34年から46年にかけて県営農業水利改良事業により整備された施設ですが、築造から40年以上が経過し、河川から水を取る頭首工の機能低下や水路の老朽化によるひび割れ、目地材の剥落等による漏水が著しく、必要水量の確保ができない状況となっております。また、老朽化だけではなく未整備の土水路の部分もありまして、日常の用水管理や洪水時の操作を行う土地改良区の負担となっております。

このため、水利施設の補修と更新を行い、用水の安定供給と維持管理労力の軽減を図るというものです。受益面積は1,537ha、事業内容は頭首工6箇所の改修と用水路7,144m、ため池の洪水吐けの補修1箇所となっております。事業期間は2019年度から2025年度までの7年間を予定しております。

全体事業費は16億2,500万円で、費用の負担割合は国が50%、県が25%、その他としまして、関係市町村と土地改良区で合わせて25%となっております。

事業効果ですが、農業用水の確保による農作物の生産性の向上と管理道路の整備や山腹水路への蓋の設置等による施設の維持管理の軽減、また、用水路からの漏水や溢水による災害の防止や、用水の安定供給に伴い耕作放棄地の発生抑制にも繋がると考えております。

次に右上の図と写真をご覧ください。概要図ですが、受益地の農地が右側にありますが、そこに用水を供給するために、蓼科山の沢水をいろいろなところから集めまして、途中、河川に落としながら何とか用水を確保してきた地域ですが、資料上側の取水量のグラフに示すとおり、漏水や取水不良、河川の流量不足により、近年では必要水量が確保できていない状況となっております。

下の写真ですが、農林水産省の疏水百選に選ばれた歴史的な水路、塩沢堰の区間です。大雨等によってたびたび崩れて、維持管理に大変苦勞している状況でございます。次ページに全体の位置図を添付させていただきましたが、約30kmに及ぶ幹線水路の老朽化によって、施設の管理に大変苦勞している状況にあります。

1枚目に戻りまして、右下の周辺環境についてですが、2番の地域からの要望の経緯、3番の事業説明の経緯ですが、施設を管理している5つの土地改良区で組織する北佐久郡川西土地改良区連合を中心に、県や関係市町村を含めた検討会を立ち上げて、事業実施に向けた調整を行ってまいりました。③に記載のとおり、改修計画や地元負担金の徴収について、了解が得られている状況となっております。

ページ左側の評価の視点についてですが、記載のとおり、必要性、重要性、効率性がA評価、緊急性と計画熟度がB評価となっております。総合評価はA評価でございます。詳細については、資料4の3ページに記載しておりますので、説明は割愛しますがお願いいたします。

事業を所管する農地整備課の意見としましては、降水量の少ない広範囲の受益地に農業用水を供給する基幹的農業水利施設で、老朽化に伴う機能低下がありますので、早急に改修する必要があると考えております。本地区の説明は以上です。

続きまして資料5-1をご覧ください。事業名は県営畑地帯総合土地改良事業、箇所名は南牧野辺山地区です。関係市町村は南牧村になります。

事業目的ですが、本地区はレタスやキャベツ等の高原野菜の全国有数の産地ですが、畑地かんがい施設が未整備の農地だとか、排水不良の農地では収量や品質が不安定な状況となっております。また農道の幅員が狭く、大型機械の通行に支障を来している状況にもあります。

このため、畑地かんがい施設と排水路、農道の整備を一体的に行うことで、担い手農家への農地集積を促進し、一層の生産性向上を図ろうというものです。

受益面積は368ha、事業内容は畑地かんがい施設254haと、そこに河川から水を取水するための頭首工1箇所、農道が6.4km、用排水路4.0kmとなっております。

事業期間は2019年度から2025年度までの7年間で予定しています。全体事業費は、18億4,000万円で、費用の負担割合は国55%、県27.5%、その他として村と受益者で17.5%となっております。

事業効果ですが、畑地かんがい施設の整備によるレタス等の収量の向上、また、農道の整備によるレタス等の収穫物や生産資材等の輸送時間の短縮、また、それにより担い手農家への農地集積の促進や産地のブランド力の維持、良好な景観の保全にも繋がると考えております。

次に、右上の図と写真をご覧ください。左側の写真が、現況の営農状況です。一面農地にマルチのシートを敷いて、大型機械を使って葉物野菜を生産している状況です。

右上の現況写真は、受益地に水を供給するための頭首工です。ご覧のとおり石を並べただけの構造ですので、降雨後には土砂堆積によって安定した取水ができない

状況となります。これを右側のイメージ写真のような溪流取水工として整備し、あわせて受益地の畑地かんがい施設を整備することで、左側の営農状況のように、安定した用水の供給により生産性向上が図られます。

真ん中の写真は農道の現況で、大型トラクターの通行に支障を来している状況です。拡幅改良を行うことで、これを解消したいと考えております。下の写真は排水性の悪い農地の状況で、排水路を整備することで被害を解消することとしております。

次のページに全体の位置図を付けました。真ん中付近に出荷場と記載がありますが、流通の拠点となっているJA長野八ヶ岳の集出荷施設を中心に、一体的な営農を展開している南牧村ほぼ全村の範囲を対象として事業を計画しています。

資料5-1ページ、事業周辺環境についてですが、②に記載のとおり、地域からの要望が大変強い事業です。③に記載のとおり、地元の各団体や受益者全員への事業説明を行い、合意形成が図られております。

ページ左下の評価の欄ですが、記載のとおり必要性、重要性、効率性、緊急性、計画熟度、どれもA評価となっております。総合評価もA評価となっております。詳細は、資料5-3の評価シートをご覧ください。

事業を所管する農地整備課の意見としましては、全国有数の高原野菜の産地を維持し、より一層の生産性向上を図るため、畑地かんがい施設や排水路、農道の整備に早急に着手する必要があると考えております。本地区の説明は以上です。

○農地整備課

農地整備課、計画調査係の水谷浩史と申します。よろしく申し上げます。私から、資料のP6-1を説明させていただきます。

県営畑地帯総合土地改良事業、洗馬妙義地区、関係市町村は塩尻市になります。

事業目的ですが、本地区はレタス、キャベツなど県下有数の葉物野菜の産地でございますが、畑地かんがい施設は整備後30~40年余りが経過しておりまして、老朽化したことによる破管、また、不安定な圧力によるポンプの故障など、維持管理に大変苦勞しております。

このため、畑地かんがい施設を更新するとともに、散水方式を加圧から自然圧に転換することにより、農業用水の安定供給と維持管理費の低減を図るものです。また、農道が未整備のため、路面排水が畑に侵入し、作物の生育や営農に支障を来していることから、水路兼用農道を整備し、生産性の向上を図ります。

受益面積は115ha、事業内容は畑地かんがい施設工21.7ha、揚水機場1箇所、農道4.6kmでございます。

事業期間は2019年度から2026年度までの8年間を予定しております。全体事業費でございますが、12億1,500万円、費用の負担割合は国50%、県27.5%、その他としまして、塩尻市と中信平右岸土地改良区で22.5%となっており、金額は記載のとおりでございます。

事業効果ですが、レタス、キャベツ等の生産量と品質の維持による生産性の向上、維持管理費の節減、農道整備による営農や輸送経費の節減であり、これによりまして耕作放棄地の発生抑制や産地ブランド力の維持、良好な景観の保全にも繋がります。

次に右上の図面と写真をご覧ください。畑地かんがい施設については、左側の写真にありますように、老朽化による破管がこの5年間で30箇所発生しております。特に、この立ち上がりの部分ですが、給水栓の下ですけれども、ネジ切りをしている継ぎ目のところが特に弱く、腐食して破管につながっているものでございます。

右の写真は現在の農道の状況でございますが、ご覧のとおり舗装されております。写真の左にあります図は、水路兼用農道の断面図ですが、舗装止めブロックを両側に設置し嵩上げすることによって、路面に雨水排水が流れる構造となっております。平面図の青い点線が、畑地かんがい施設の管路を更新する箇所、赤の実線が農道の改修路線でございます。

右下へ行きまして、事業の周辺環境について主な項目を説明いたします。②、③の地域からの要望や事業説明の経緯ですが、施設を管理している中信平右岸土地改良区では、施設の状況を踏まえて更新整備に関する受益者への意向調査を行った上で、平成28年6月、準備委員会を設立し、塩尻市への要望を経て県へ事業の要望が上がってまいりました。③に記載のとおり、受益者である組合員への説明も十分に行われ、合意形成が図られているものでございます。

資料、左側の評価の視点でございますが、記載のとおり必要性A、重要性A、効率性A、緊急性B、計画熟度A、総合評価はAでございます。詳細については6-2の評価シートに記載しております。

最後に、事業を所管する農地整備課の意見としましては、レタス、キャベツなど高収益作物を栽培する県下有数の産地であり、畑地かんがい施設の更新や排水を兼ねる農道の整備を早期に行う必要があると考えております。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○永藤委員長

ありがとうございました。ただいまの説明に対して質問の時間を15分程とりたいと思いますが、いかがでしょうか。

私からよろしいでしょうか。農地整備課ですけれども、まず1番の評価シートですが、計画の熟度というところで、15点という形で多いのですけれども、これは何か理由があるんですか合意形成が図られているとか地元の要望だとか、その辺の整合性について。

○農地整備課

この排水機場の改修については主体となって管理をしている、須坂市から強い要請があります。それに対して周辺には1,000戸を超える住民がいて、本来であれ

ばその1,000戸に対して一戸一戸説明すればよいのですが、そこまでまだ行っていません。

まずは行政主導で、ある程度計画ができた段階で、住民には周知します。その周知の方法についても広報誌等を活用してやっていく予定です。現時点では、まだ行政主導の状態です。

○永藤委員長

分かりました。それからP4ですけれども、現況排水能力が、通水断面の70%未満ということで、次のページにも載っていますが。

この効果に対しての影響というのは無いのでしょうか。

○農地整備課

用水路というのは当然水路なので、開水路の場合は表面の地表水を拾って排水するという、排水路を兼ねる場合があります。ただ、この路線については水路に蓋がかけられているところがあったり、ところどころで河川に落ちていたりしますので、地域の中の排水を兼ねてはいません。山の中をずっと流れているということで、評価が低いというか、つけられない点でありました。

○永藤委員長

分かりました。次に5番ですけれども。この目的というのは基本的には排水受益を増やすということによろしいですか。

○農地整備課

排水と用水、両方別々に、受益が分かれて点在しているのですが、用水を増やしたいという農地と、排水を速やかにしたいという農地がそれぞれあるということです。

○永藤委員長

それで緊急性のところ、受益地内の排水受益面積が全体の10.4%と書いてありますが、これについてはどうでしょうか。10.4%しか受益が無いということになりますか。

○農地整備課

資料の最終版のシートでは、項目が消えていると思います。

○永藤委員長

新しいのがあって、別ですね。今は値が違うのですか。

○農地整備課

評価の観点で、今年からその項目が消えています。この事業というのは、畑地帯に主に用水を供給するのが目的です。排水能力というところでは目的が違うというところがありまして、今年、評価の視点から外しました。

評価の視点が変わったところで、資料を修正していますので、その評価は今年からありません。

○永藤委員長

影響はありますか、無いですか。要するに根本的な答えなのですが。

○農地整備課

影響は特にありません。地区の排水能力が低いから、この地区が、評価が低いということにはならないと思います。

○永藤委員長

分かりました。

他に委員の皆さん、質問はありますか。

○島田委員

P 7-2になりますけれども、この右下に全体計画案ということで計画戸数の表が出ていますが。障がい者専用の方の戸数は1戸となって、1戸だけでいいのかなと率直に思ってしまった。

この内訳とかはどのような考えのもとで決まっているものですか、教えてください。

○建設部 公営住宅室

今回の事業に関しましては基本的には大萱団地、市営・県営含め、大萱団地内での移転住み替えという形の建て替え事業で計画しておりまして、今現在、P 7-2の真ん中のところに現状という形で、入居戸数83戸という形で書かせていただいています。そちらの入居されている方々にアンケートをとらせていただいております。

障がい者専用という住戸に関しましては、今、長野県の県営住宅に関しましては、車いす利用者限定という形での入居をお願いしておりまして、現在いる83戸の方々にアンケートをとりまして、新しい住宅に移転を希望される方々の中で、今回、車いす利用者に関しましては1件あったということと、当然、伊那市内、全体の県営住宅、市営住宅の状況を勘案させていただきまして、市内にまだ車いす、障がい者用の住宅で空きのあるものがあるということもありまして、伊那市の福祉関係の部局とも情報を交換した中で、今回の団地に関しましては1戸という形で予定をさせていただきます。

○島田委員

よく分かりました。ありがとうございました。

○永藤委員長

では、石川委員。

○石川委員

私も7番ですが、現在、83戸が入居されていて、今現在は低所得者等への住宅供給が主な団地になっているかと思えます。恐らく高齢化もして、もちろん調査していると思いますが、今、入居している人たちが今度、新しくなったところに入るという割合はどのぐらいなのでしょう、移転に対しての、一応合意というのは、成立しているのか、お聞きしたいと思います。

○建設部 公営住宅室

73件の中で、しっかりした数字は資料を置いてきてしまったのですけれども。当然70、希望者が72件以下ですので、大萱団地、新しい住居に移転したいという希望の方の戸数は全て、この72件でカバーできます。

新規の希望戸数ですね、66戸が今現在、大萱団地の市営・県営の中から希望者への66戸で計画が72件となっておりますので、パーセンテージとしては79.5%程度を予定しております。

他の空き住戸になる部分に関しましては、周りの伊那市内だったり県営のところ、他の小規模だったり、集約事業をしているところもありますので、そちらから移転していただくような予定などもしております。

○石川委員

もう一つよろしいですか。現在のこの家賃が、4,300円から26,000円程度ということですが、今度、新しくなったら、かなりそれは上がるのではないかと予想しますが、その辺はいかがでしょうか。

○建設部 公営住宅室

今現在より新しくなりますので、一番小さい2DKSぐらいのところ、一般的な、収入によって家賃は変わってきますが、第1階層、一番低い収入の低い階層ですと、大体2万円弱になってくる想定はしております。

そこからまた老人世帯であったり、多子世帯に関しましては3分の1、または2分の1等の減免という形もありますので、そのような形で対応はさせていただいておりまして、急激な家賃の変動、今現在、例えば4,000円だったものが、次の新しい

住戸に行ったら2万円になってしまうというところに関しましては、激変緩和という形で6年間をもって正規の家賃に持っていくという形になりますので、4,000円から2万円を6年間で徐々に上げていって、6年後に2万円という家賃にしていくという激変緩和の措置はとらせていただく予定となっております。

それ以後、やはり年金でどうしても、家賃がなかなか払えないので新しい住戸には厳しいという方々に関しましては、他の団地に移転していただくという予定にはなっておりまして、移転に関しましても県の事業で移転という形になっておりますので、移転費用に関しましては一律お支払して、移転していただくという予定にはなっています。

○石川委員

ありがとうございました。

○永藤委員長

他にどうでしょうか、では北村委員。

○北村委員

3番の街路事業ですけれども、先程、ご説明のあった1.4kmの歩道を道路に対応するというお話ですが、その先に関しては問題ないのでしょうか。

○都市・まちづくり課 高倉企画幹

都市・まちづくり課の高倉です。今回1,400m、事業をやるということで、箇所として挙げさせていただいております。その前後につきましては歩道がついているところに接続をするということで、事業区間としては、歩道のついていないところを選定している形になってございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。他にどうでしょうか。

○小林委員

先程の質問と重複するかもしれませんが、7番の公共住宅の件ですが。

P7-1の下の方に、県内、入居率が低くなっているとかといったような状況もあったり、それから人口も減ってきたりというような状況の中、今、建て替えるに当たって、今、先程のご説明の中では、今、入っている方たちは皆さん入れるような戸数をというようなお話だったかと思いますが、実際のところ、今、同じ市町村というか同じ圏域内で移っていただいたり、空いているお部屋とかに移っていただくというようなことも考えたり、今後、長い目で見たときにどのくらいの入居率というのがあるか見込んで、この戸数をそのまま維持させようというような試算を出

しておられるのか、その辺をお聞きしたいです。

○建設部 公営住宅室

それに関しましては重要性のところ、2つ目の項目ですけれども、長野県公営住宅プラン2016というものがございまして、こちらに関しましては、長野県の公営住宅の長寿命化計画ということを掲げさせていただいているものでして、2016年度に関しまして、今後10年間に関して人口減だったり、公営住宅を必要とされる方々の推計を国のプログラムによって算出させていただきまして、今後10年間で何戸減らしていくという推計を出させていただいております。これに関しましては5年ごとに更新していく中で、戸数も推計で決めさせていただいております。

その時には、当然、それぞれの市町村さんの意見を考慮させていただきながら、全体の県、それと市町村の公営住宅の戸数に関しましては決めさせていただいているということになっています。

○永藤委員長

では、よろしいでしょうか。それでは、審議箇所の抽出を行います。事務局に審議箇所抽出案があるようですので、説明をお願いいたします。

○本藤専門指導員

資料4の2枚目をご覧ください。まず右側の審議箇所の評価実績表をご覧ください。平成24年度から29年度に意見聴取を行った事業につきましては、塗りつぶしにしております。

説明が重複いたしますけれども、平成31年度の新規事業の箇所につきましては、現時点で◎をつけた箇所ですけれども、総事業費が10億円以上の箇所が7箇所、○の10億円未満の箇所が43箇所となっております。

左側のページをご覧ください。事務局の抽出案を示してございます。各事業種類から1箇所を抽出するものとしたしまして、道路改築を行う中で総事業費が大きい青木峠、農業基盤整備から総事業費が大きい南牧野辺山、本年度から新たな事業種類としたしまして追加しましたその他から、県営住宅の大萱団地の3箇所を抽出してございます。以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。ただいまの事務局案を参考に審議箇所を抽出したいと思いますが、適宜、ご発言をお願いいたします。よろしいですか。

それでは事務局案にありましたように、3箇所について、第2回以降の審議箇所としてよろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり

○永藤委員長

それでは、よろしく申し上げます。なお、審議箇所の中で追加の資料等がありましたらお願いします。

○酒井委員

審議箇所に挙がっている5番の野辺山のところですが、P5-2のページを見たときに頭首工の場所があり、取水した水が営農地に入っていくラインというのがあると思いますが、そのあたりが全く分からないというのと、あと頭首工の工事が溪流工ということで、環境配慮のところに濁水流出云々は書いてあるんですけども、自然環境への配慮という部分で、例えば現在の頭首工から新しく整備する頭首工を選ぶときに、生態系あるいは魚類等の生息に関する配慮というのを考えている案件があるかどうかその辺の資料があればいただきたいと思います。

○永藤委員長

よろしいでしょうか。事務局、いいですか。

○農地整備課

次回、用意してお持ちしたいと思います。

○永藤委員長

分かりました。ではついでに、先程、私が質問した受益地内の排水、受益面積の10.4%というのがどの程度になっているのかもお願いしていいですか、地図で。

○農地整備課

分かりました。

○永藤委員長

他にございますでしょうか。

では、以上について、事務局で対応をお願いいたします。以上で新規評価の関係を終了して、次に移りたいと思いますがよろしいですか。

では休憩をお願いいたします。10分間で3時20分まで。

(休憩後)

事後評価について

○永藤委員長

それでは、平成30年度の長野県の公共事業事後評価について、事務局より概要の説明をお願いいたします。

○大澤専門指導員

事務局、技術管理室企画班の大澤耕治と申します。よろしくをお願いいたします。

事後評価につきましてご説明させていただきます。まず資料の赤いラベル、資料5をお願いいたします。事後評価の目的ですが、事業が完了してから一定期間経過したものに、効果の発現状況などを評価するものです。

平成30年度に県が事後評価を実施したのは、この1枚目の左側に表があり、10箇所です。位置につきましては右側に示してございます。

2枚をお願いいたします。今年度、事後評価の対象箇所は108箇所となりました。事業名の横に箇所数を示してございます。この中から公共事業評価実施要領別記1、資料の最後に綴られています。その事業種類ごとに事業費が大きい箇所、または各事務所、各所管事務所の事後評価の実施実績などを考慮して10箇所を選定しております。この後、各箇所別に実施した内容、県の自己評価結果について事業課から説明させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○永藤委員長

ただいまの説明にご質問がございましたらお願いいたします。

それでは、これから各事業の説明をお願いしたいと思います。先程の新規評価同様、評価対象案件が10箇所と多いですので、詳細に審議する箇所は一通り説明を聞いてから抽出したいと思います。

なお、事情により資料順ではなく、先程と同じですが、建設部の案件から説明を行いますのでご了承ください。

○砂防課 池田担当係長

砂防課地すべり係、池田と申します。資料5のP1-1をご覧ください。

本事業は上水内郡小川村で実施した地すべり対策事業の下北尾地区です。本事業を実施するに至った背景ですが、平成15年4月11日の融雪により長さ100m、幅80mの地すべりが発生し、村道が被災したものです。迂回路の無い村道と人家16戸、北尾沢への土砂流入防止を目的に事業を実施したものです。

緊急的な地すべり対策として、発生直後、平成15年災害関連緊急地すべり対策事業を実施し、翌年度より通常事業で、周辺ブロックも含め地すべり対策工事を実施いたしました。

本事業の最終実績であります。事業概要欄に記載のとおり、平成16年から24年

まで9年で実施しており、総事業費6億8,000万余、対策工といたしまして横ボーリング工、L3,388m、吹付法砕工A=17,204m²、アンカー工44本、水路工1,165m、杭工N=30本となっております。

費用対効果B/Cは当初5.31、評価時で2.4です。当初事業費からの総増加額は4億7,816万円、また工期は3年間延長しております。

これらの理由といたしましては、災害関連ブロックの地すべり活動に伴い上部ブロックが不安定化し、地すべり活動が再活動したことにより上部ブロックの地すべり対策工を追加して実施したことによるものです。

P1-2をご覧ください。施工場所は上水内郡小川村の役場より北に2.5kmほど上がったところにあります。

図面左の航空写真をご覧ください。紫の破線で囲ってある部分が災害関連ブロックになります。地すべり末端には北尾沢があり、北尾沢とその下流、瀬戸川の合流付近には人家が集中しており、地すべりによる不安定土砂が流下した場合には甚大な被害が想定されております。また、ブロック内の村道9号線、これは迂回路が無く、道路が寸断された場合には上北尾等の集落が孤立する事態となります。

図面中央下の平面図が災害関連地すべりの図面となります。紫色で着色した部分が災害関連事業で横ボーリング4分、集水井、井戸ですね。2機、集水ボーリング1郡を実施しております。被災状況の写真が③、④となります。融雪期の地下水の上昇に伴い地すべりが活動したものです。

今回の事後評価対象事業では、当初、災害関連事業のフォローとしてピンク色で着色した部分の対策工事を行う予定でしたが、写真⑤、⑥の写真のとおり上部ブロックの地すべり活動により変状が確認されたため、資料中央部、上部の平面図の範囲を急遽、今回事業に取り込み、一体的な地すべり対策を実施したところでした。金額の増の理由はこのことによるもので、主に吹付法砕工、アンカー工、横ボーリング工、水路工が増工となっております。上部ブロックを追加して事業を行ったことにより一体的な地すべり対策を行うことができました。

P1-1にお戻りください。事業効果の発現状況について説明いたします。直接効果ですが、事業完了後、地すべり活動による変状は確認されておられません。また、村道9号線を包括的に対策を行ったことにより、耐災害性の高い村道となりました。間接効果ですが、住民の安心感の向上が図られたと判断しております。

シート右上の②、事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化についてでございます。

変状が生じたコンクリート吹きつけ工を撤去して、新たに現場吹付のり砕工、及びアンカー工が施工されたことにより、植生が着工する前よりも面積が拡大しております。自然環境が向上しております。

③の施設の維持管理状況ですが、道路施設としての斜面工作物と地すべり対策事業の斜面工作物が兼用となるため、小川村と兼用工作物の管理協定を締結しております。また、土尻川砂防事務所において、定期的に質の点検を行っております。

観測帯、道路ですが、異常が発生したときには地元から連絡が入るような監視体制も確立しております。

④地域住民の評価ですが、平成15年に地すべり災害が発生した際、計測機器の設置や対策工の実施など迅速に対応していただけたとの評価をいただいています。あとは記載のとおりです。

改善措置の必要性については現状ではございません。

今後の取り組み及び同種事業への活動と課題ということで、平成15年に地すべりが発生し、災害関連地すべり対策事業として国に申請するなど迅速な対応であったと。また、災害が発生した際に、変状の生じた上部斜面についても被災ブロックと地すべり活動が連動していると判断し、地すべり対策事業を実施いたしました。

今後も適時、適格な判断と地域と連携を図って事業を進めてまいりたいと考えております。

所管課意見、技術管理室意見につきましては事業の目的は達成されたとの判断でございませぬ。説明は以上です。

○永藤委員長

ありがとうございました。

○砂防課 池田担当係長

続きまして2件目に入ります。資料5のP2-1をご覧ください。本事業は飯山市倉本で実施した雪崩対策事業の倉本地区です。

本事業実施するに至った背景ですが、平成18年3月の融雪期に当該斜面において地すべりが発生し、これに伴い既存の雪崩予防柵が4期被災しました。このため、地すべりに伴い地形が改変し、植生を失い裸地化したことにより雪崩発生斜面が拡大し、現地状況にあわせた新たな雪崩対策事業を実施したものです。

本事業の最終実績であります、事業概要欄に記載のとおり、平成19年から24年まで6年間で実施しており、総事業費2億円余、雪崩予防柵、L218mです。費用対効果B/Cは、当初6.95、評価時で4.35です。

当初事業費からの総増加額は89,744,000円、また工期は2年間延長しております。

これらの理由といたしましては、当初、雪崩予防柵はコンクリート基礎を用いて直線的に設置することとしていましたが、現地精査の結果、滑落崖の起伏や幅など、現地地形上に合わせて地形改変を行わないよう雪崩予防柵を設置する必要があり、これに伴い、雪崩予防柵の形式を変更するとともに設置延長を増工いたしました。

また、現地精査の結果、地すべりによる地形の変化及び裸地の拡大に伴い雪崩対策範囲を広げ、最上段と最下段に雪崩予防柵を追加しております。形式の変更と設置延長の増に伴い、事業費が増となっております。

P2-2をご覧ください。図面下、右下の写真が平成18年3月に発生した地すべりの写真です。地すべりに伴い、土砂とともに全層雪崩が発生し、既存の雪崩予防

柵が被災しております。

中央上部の平面図ですが、平成18年度に災害関連緊急地すべり対策事業、及び通常の地すべり対策事業を行った箇所が紫及び青色の箇所になります。赤ハッチ部分が今回の事後評価の対象の雪崩対策事業で、予防策を行った範囲です。

地すべり対策事業で地下水排除工、横ボーリング、吹付法砕工を施工し、その後、雪崩予防柵を実施しております。既存の雪崩対策斜面が地すべりにより向かって左側に拡大し、その対策を新たに行いました。災害関連地すべりの翌年から雪崩対策事業を実施しております。

地すべりにより地形の変化、植生の消失など雪崩発生斜面が拡大し、赤で塗りつぶした部分の最上段、最下段を増工しております。また、現地の起伏にあわせて地形改変を行わないよう雪崩予防柵を実施しているため、施工延長も当初より伸びております。事業費の増により事業期間も延びております。

P 2 - 1 にお戻りください。事業の発現状況についてご説明いたします。直接的効果ですが、事業完了後、雪崩の発生はございません。また、あわせて対策を行った地すべり対策により斜面の総合的な対策がなされ、年間を通じ斜面の安定性について改善がなされました。間接的効果ですが、住民の安心感の向上が図られたと判断しております。

シート右上、②についてです。工事により一部植生が失われておりましたが、現在の状況としては、植生は随分回復している状況です。③につきましては、維持管理は北信建設事務所で行っておりまして、パトロールも適宜、実施している状況です。また地元地区と連携を密に図り、異常発生時には迅速に連絡が入る体制を整備しております。④につきましては、安心感の向上が実感されている。また斜面の雪を止め、安全が確保されることについて実感されている等の評価をいただいております。改善措置の必要性としてはございません。

今後の取り組みについてですが、引き続き冬季の災害に強い地域づくりを推進し、地域住民の安全・安心を確保するため、迅速かつ効果的な事業を実施する。また施設整備にあわせて異常発生時の情報伝達方法の確立、避難方法の確認といったソフト対策の充実を図る必要があると考えております。

所管課意見、技術管理室意見といたしましては、当初の事業の目的が達成されていると判断しております。説明は以上です。

○永藤委員長

ありがとうございました。それでは続きまして、6番の事業について河川課からの説明をお願いいたします。

○河川課 大島課長補佐兼治水係長

河川課治水係、大島と申します。よろしくお願いたします。資料5のP 6 - 1をご覧ください。本事業は1級河川猪の沢川、伊那市下小出の地域活力基盤創造交

付金（関連社会資本整備事業）になります。

本事業の背景でございますが、当河川は平成11年の出水によりまして浸水被害が発生しております。これを受けて、平成12年度から治水安全度の向上を目的として、県単独事業によりまして、下流側から順次、改修工事を実施していたところでございます。

その後、平成18年にも出水による浸水被害が再度発生いたしまして、未改修区間の早期完成が望まれるという状況の中で、平成21年度に創設されました地域活力基盤創造交付金という事業がございます。こちらを活用しまして未改修区間の改修を実施したというものでございます。

本事業の最終実績でございますけれども、平成21年度から平成24年度までの4年間で、総事業費は1億4,000万円余で、主な工種は護岸工、L190m、橋梁工3橋、費用対効果、B/Cについては2.25となっております。

工期は当初からの変更はございません。事業費縮減の主な理由につきましては、請負先によるものでございます。

資料、P6-2をご覧ください。まず左上の位置図でございますけれども、猪の沢川につきましては、天竜川に流入するミニ支川になっております。

次に、その右側にあります平面図をご覧ください。今回の平成21年度から24年度にかけての事業を実施した箇所というのは、国道の153号の交差から上流、全体延長としますと423mでございますが、その内の上流の部分の延長190mの区間でございます。この区間に、計画におけます治水安全度につきましては30分の1ということでございます。

施工区間の上流側が河川勾配の変化点でありまして、JR飯田線の交差するところの下までということで設定をしております。

次に、平面図の下にあります標準横断面図をご覧ください。護岸の構造でございますが、兩岸を拡幅してございまして、河川の断面の確保、それから護岸工には、環境保全に配慮してかごマット工を使用しております。

河川改修区間の間にあります市道でございますけれども、市道橋につきましては、架けかえにあわせて橋梁の拡幅もしております。工事の終了後、河川の流下能力、整備前の4.5tに対しまして、整備後が34.1tに改修ができたということでございます。

P6-1にお戻りをいただきまして、事業効果の発現状況についてでございますけれども、直接効果として、事業完了後これまで何度か豪雨がございましたが、現在のところ、こちらの区間での浸水被害の発生はございません。間接的な効果として、市道橋が拡幅されたので、市道の利便性が向上しているという状況がございます。

シートの右上、事業実施に伴う自然環境の変化でございますが、護岸工にかごマット工を採用しておりますので植生が回復して、自然環境の保全がされたというところでございます。

その次の施設の維持管理状況でございますけれども、地元地区などによります河川愛護団体のほうで積極的に草刈り等、維持管理に参画していただいているというところでございます。

流域の地域住民の評価でございますけれども、竣工時には期成同盟会主催による祝賀会が行われまして、多くの喜びの声をいただいたところでございます。

また、その後にあります平成25年の豪雨の災にも被害が無かったことから、安心・安全の向上に繋がったという声を期成同盟会からもいただいております。

所管課の私どもの意見、それから技術管理室の意見とも河川拡幅による流下能力、治水安全度が向上していることから、事業の目的は達成しているとの判断でございます。説明は以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございます。続いて9番の事業について、道路管理課から説明をお願いいたします。

○道路管理課 井出課長補佐兼維持舗装係長

道路管理課の井出と申します。それでは説明させていただきます。資料P9-1、様式6-1の事後評価シートをご覧いただきたいと思っております。

この事業でございますが、上田市の国道144号線で実施いたしました交通安全事業、住吉地区でございます。

本事業を実施するに至った背景と目的でございますけれども、当箇所は上信越自動車道の上田菅平インターチェンジから上田市街地へ通じる道路でありまして、歩道が未整備のため、沿道の病院や商業施設を利用する歩行者等の安全な通行に支障を来している状況でございました。このため歩道を設置し、安全な歩行者空間を確保することを目的として事業を実施したものでございます。

本事業の最終実績でございますけれども、中段の事業概要の欄の最終工期、最終事業実績に記載のとおり、平成21年度から26年度までの6年間で実施しており、歩道設置延長は全体で450m、歩道幅員は3.5m、総事業費が約2億8,000万円余でございます。当初計画から工期は1年延長となりまして、事業費は約2億1,900万円減少しております。

事業期間の延長の理由といたしましては、当初計画区間の上田市街地側にあります千曲荘病院の増改築計画が浮上したことによりまして、これにあわせ歩道整備の実施が可能となったことから、当事業の計画期間を延伸したことによるものでございます。

事業費の減少の理由といたしましては、当該区間沿線の民間施設の開発計画が事業期間と重なったため、当初予定しておりました関係事業所3件の営業保障が不要となったこと、また他の保証物件につきましても物件調査に基づき、当初見込んでいた移転保障費が減額となったことが主な理由でございます。

次ページのP9-2、様式6-2の事業後評価説明シートをご覧いただきたいと思ひます。

左上に位置図がございまして、上田市の駅周辺の上田市街地から右上の上信越自動車上田菅平インターに通じる国道144号線がございませうけれども、その途中で上田バイパスと交差する交差点が住吉交差点というものがございませう。それから上田市街地側に約450mの歩道の設置を行つたものでございませう。

下の平面図をご覧いただきたいと思ひます。右側が上田菅平側で18号バイパスとの交差点、住吉交差点がありまして、しばらく歩道が、既設の歩道があつたわけがございませうが、それから市街地に向かひまして歩道が無かつたということで、全体450mの歩道を片側設置してあります。

青色の線で、当初計画の予定、360mというのを設定してありますけれども、左側に千曲荘病院というものが明記してございませうが、その増改築計画とあわせて歩道の設置が可能になつたことから、延長を延ばしておるものでございませう。

右側に写真を付けてございませう。①、②とも上段が改築前の写真でございまして、下段が改築後の写真でございませう。

①が千曲荘病院の付近、②が歩道の計画の途中の部分でございまして、両方とも良好な歩行者環境が整備できたかなと思つてあります。

標準横断でございませうが、中段でございませうように、既設の車道に合せて3.5mの片側歩道を設置している状況でございませう。

それではP9-1、様式6-1に戻つていただきたいと思ひます。

左下の事業効果の発現状況でございませうが、直接的効果でございませうけれども、表にありますように、着手前の平成17年と完了後の平成27年の交通量によりませうと、歩行者・自転車交通量が大幅に増えてありますが、歩道整備後、周辺の事故の発生はなく、歩行者等の安全の通行が確保されておる状態がございませう。また、間接的効果でございませうけれども、歩道が整備されたことによりまして沿道の病院や商業施設の利用など、利便性が高まつたと判断してあります。

シートの右側にいきまして、②の事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化でございませうけれども、歩道設置によりまして通勤・通学のほか、病院への通勤や商業施設の買い物など、沿道住民の安全性は大幅に改善してあります。

③の歩道を含めた道路の維持管理でございませうけれども、県の現地機関で行つておひまして、週1回の道路パトロールを実施してあります。異常の確認に努めておるところでございませう。歩道工事にあわせて、道路側溝へ市の上下水道を整備したことから、これらの施設の維持管理が容易になつてあります。

④ 地域住民等の評価でございませうけれども、地元自治会長さんからは歩道が繋がつたことで安心して歩けるようになり、ウォーキングコースとして利用されておる住民もいると伺つてあります。

また、改善措置につきましては、今のところ、必要となる状況は発生してありません。

今後の取り組みでございますけれども、歩行者の安全な通行空間の確保に向け、引き続き通学路等の歩道の整備を推進してまいりますとともに、新たな計画におきましては、地域との十分な連携により進めてまいりたいと考えております。特に今回のような市街地の事業に当たりましては、沿道施設の開発計画との整合が図られるよう、早い段階から関係住民への情報提供を行うなど、円滑な事業推進に努めてまいりたいと考えております。

事業所管課の意見、また事業を所管する技術管理室の意見とも、事業の目的は達成されたとの判断でございます。説明は以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。それでは、続きまして7番の道路建設課から説明をお願いします。

○道路建設課 河原課長補佐兼国道・橋梁係長

道路建設課の河原です。それではP7-1ページをご覧ください。本事業は、松本市で実施しました道路改築事業の岡田拡幅でございます。

本事業を実施するに至った背景ですが、国道143号の当該区間は幅員が狭小で大型車の交通量も多く、すれ違いが困難で、生活道路としても使用している沿線住民にとって非常に危険な道路でした。交通事故が後を絶たず、平成12年度には死亡事故も起きていたことから、市・町会・沿線住民から改良を望む強い要望がございました。このため、幅員狭小区間の解消による円滑な交通の確保、歩行者の安全性の向上を目的として事業を実施したものでございます。

本事業の最終実績であります。事業概要欄に記載のとおり、平成15年度から平成24年度までの9年間で実施しており、総事業費16億900万円、全体延長1,260m、幅員が車道幅員6.5m、全体幅員が12.5mでございます。費用対効果、B/Cは、当初が3.1、評価時で2.1です。

当初事業費からの総増加額は4億900万円、また工期は3年間延長しております。これらの理由としましては、当初、進めていた区間に加えて、一体的に整備することで交通の安全性の向上が見込まれる区間の延長を増としたことに伴うものでございます。

資料P7-2をご覧ください。上段中央の概要図をご覧ください。本事業は、1,260mに渡って道路拡幅と歩道整備を実施したものでございます。2期工区の350mの部分延伸することで、近隣の小学校まで一体的に整備し、通学路としての安全性の確保を図ることができました。

着手前の写真にもお示ししましたように現道は幅員が狭く、大型車のすれ違いが困難な状況でした。また、大型車が路肩部分まではみ出し、歩道も未設置であったため、歩行者にとっては危険な状況でございました。供用後は、幅員狭小区間の解消によりすれ違いも容易になり円滑な交通が確保できました。また、歩道を整備す

ることで歩行者の安全性が向上いたしました。

資料P 7-1にお戻りください。事業効果の発現状況についてご説明いたします。

①の直接的効果ですが、事業完了後、旅行速度が約1.7倍となっており、交通の利便性が向上しております。また交通事故件数が平成17年度の7件に対しまして、事業完了後の平成25年度は3件と減少しております。平成25年度の人対車両の事故は0件でした。間接的効果ですが、松本市街地へのアクセス性が向上したことにより、沿道の土地利用が増加していると判断しております。

シートの右上、②事業実施に伴う生活環境等の変化ですが、渋滞の解消によるCO₂排出量が低減されるなど、沿道の生活環境が改善されました。

③施設の維持管理状況は、道路パトロールを毎週1回実施しており、良好な状態の確保に努めております。④地域住民等の評価ですが、住民アンケートの結果では利便性の向上、冬期間の安全な通行の確保、渋滞が解消されたということで、高い評価を得ております。改善措置の必要性ですが、現時点ではございません。

今後の取り組みですが、施設の良好な状態を維持するため、施設点検等により適切に維持管理を行ってまいりたいと考えております。また、用地買収が困難な箇所がありました。新聞などで道路の必要性がPRされたことや、地域の方の粘り強いご協力により事業が進捗いたしました。事業の必要性のPRや地元との協力体制などが、同種の事業を進めていく上で重要であると考えております。

事業所管課の意見、また事務所を所管する技術管理室の意見とも、事業の目的は達成されたとの判断でございます。

続きまして2箇所目を説明いたします。P 8-1をご覧ください。本事業は、飯田市で実施しました道路改築事業の米峰工区でございます。本事業を実施するに至った背景ですが、米峰工区は、区間前後の飯田市街地側及び泰阜村側はおおむね改良済みであったのに対しまして、本区間について幅員4～5mの急勾配・急カーブの連続で交通上の難所となっている箇所ございました。このため、交通の円滑化及び沿線住民の安全確保を目的としまして事業を実施したものでございます。

本事業の最終実績であります。事業概要欄に記載のとおり、平成19年度から平成24年度まで6年間で実施しており、総事業費8億700万円、全体延長354m、車道幅員が6m、全体幅員が8mでございます。費用対効果、B/Cは当初1.6、評価時で1.6でございます。

当初事業費からの総増加額は約700万円、また工期は2年間延長しております。これらの理由としましては、橋梁形式の見直し及び近接工区から発生する多量の残土の再利用について、検討に時間を要したことによるものでございます。

P 8-2をご覧ください。左側中央の平面図をご覧ください。本事業は、橋梁1橋を含む延長354mのバイパス整備でございます。

整備前は、大型車の通行ができなかったため、中学校の修学旅行に際しましては、村外の集合場所まで車で片道30分の送迎が必要でございました。整備後は狭隘・線形不良箇所の解消によりまして大型車の通行が可能になり、修学旅行のバスが直接

中学校まで行けるようになりました。

P 8 - 1 にお戻りください。①事業効果の発現状況についてご説明いたします。

①直接的効果ですが、飯田市立病院へのアクセス向上とともに、他の飯田市内の病院への通院・搬送が可能となり、地域の医療体制が改善されております。

間接的効果ですが、三遠南信自動車の天竜峡インターチェンジから天竜奥三河国定公園を中心としました阿南町、泰阜村、天龍村の各観光地へのアクセス性が向上し、観光振興に寄与していると考えられます。

シートの右上、②事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化ですが、橋梁形式の選定に際しまして、橋脚が1基となる橋梁形式を採用し、自然環境・地形の改変を最小限としております。また、中央道や飯田市街地へのアクセス性向上によりまして、生活環境が大幅に改善していると考えております。③施設の維持管理状況は、道路パトロールを毎週1回実施しており、良好な状態の確保に努めております。

④地域住民等の評価ですが、利便性の向上、安全な通行の確保が図られたということで、高い評価を得ております。

改善措置の必要性ですが、現時点ではございません。

今後の取り組みですが、施設の良好な状態を維持するため、施設点検等により適切に維持管理を行ってまいりたいと考えております。実施中の同種事業については、事業完了時のPR活動に加え、事業期間中のPR活動を行うことで、公共事業の必要性を広く継続的にアピールすることが必要であると考えております。

事業所管課の意見、また事務所を所管する技術管理室の意見とも、事業の目的は達成されたとの判断でございます。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○永藤委員長

ありがとうございます。続いて3番、10番の事業について農地整備課からお願いいたします。

○農地整備課 本田課長補佐兼防災係長

農地整備課防災係の本田と申します。資料3-1ページをご覧ください。東御市で実施した県営ため池等整備事業の海善寺地区についてご説明いたします。

本事業を実施するに至った背景として、海善寺ため池は江戸時代の1652年に築造され、350年以上経過したことから、堤体等の場所から漏水が顕著になりまして、決壊が危惧される状況となっていました。このため、ため池全体を整備し、地域の防災安全度の向上と農業生産の維持及び農業経営の安定に資することを目的として、事業を実施したものでございます。

事業の最終実績は事業概要に記載のとおり、平成22年度から24年度の3カ年で実施しており、総事業費4,300万円でため池の堤体、取水施設、余水吐を改修いたしました。費用対効果は当初2.3、評価時で2.4です。事業期間は計画どおりで、事業費の減額分は入札差金によるものでございます。

それでは3-2ページをご覧ください。資料左側の写真③と平面図、及び堤体標準断面図に図示してございますとおり、堤体から漏水が見られたほか、取水施設や洪水吐、護岸も傷んでおりました。

改修方法については、まず左下の堤体標準断面図をご覧ください。漏水を止めるため堤体中央を掘削し、計画中心刃金土と記載してあります部分を、水を通しにくい粘土によりつき直しました。あわせて、老朽化により破損等が生じていた余水吐と取水施設を改修したほか、ため池内の護岸の基礎が波浪により浸食されている区間については根継工事を行うなど、弱体化した堤体及び施設の安全性を確保しました。これらの写真が左下の②及び右上の④・⑤・⑥になります。また、安全管理のため、転落及び立ち入り防止柵を周囲に設置いたしました。

資料の3-1ページにお戻りください。左下の①事業効果の発現状況ですが、直接的効果については、事業完了後、漏水が無くなり、ため池の安全性が確保されたとともに、農業用水が安定的に供給できるようになりました。また、取水施設について操作しやすいハンドル式のゲートに改修したことにより、緊急時の放流が速やかに行うことができるほか、通常時の操作も容易になりました。

間接的効果は、転落防止柵の設置等を含め、ため池本体の安全性が確保されたことにより、住民の安心感の向上が図られました。

シートの右上、②事業実施に伴う自然環境等の変化について、堤体改修に当たり埋め戻し土に現場発生土を使用しまして、改修前の植生維持に努めたことにより、従前と同様な状況に回復してございます。

③施設の維持管理状況について、ため池の定期的な点検や管理は地元の海善寺区が中心となり、草刈り作業は非農家も含めて地域ぐるみで実施しております。

④地域住民等の評価について、地元の海善寺区長さん等の聞き取りによりますと、ため池の安全性と農業用水が安定的に確保されたことから、地域住民や農家の皆さんが非常に喜んでおり、住民から否定的な意見はないとのことでした。改善措置の必要性については、現時点で改善の必要な箇所はなく、地域からの要望もございません。

今後の取り組みですが、計画する同種事業については、昨今の地震や豪雨に対する防災・減災上の観点からの施設の更新整備とあわせて、ソフト対策を実施してまいります。一方で、憩いの場や観光施設となっているため池も多いことから、景観への配慮と来訪者の安全確保についても、計画に反映することも必要と考えております。

農業用水を確保するため池は、雨の少ない長野県の農業生産に今日まで大きく貢献してまいりました。これからも地域の要望と実情に応じた更新整備を進めてまいります。

所管課の意見といたしまして、ため池を改修することにより決壊等による災害を未然に防止するとともに、用水の安定供給等、管理労力の軽減が図られるなど、事業の目的は達成したとの判断です。説明は以上です。

○農地整備課 高林課長補佐兼水利係長

農地整備課の水利係長の高林と申します。それではP10-1をご覧ください。

本事業は伊那市・辰野町・箕輪町・南箕輪村で実施した県営かんがい排水事業の西天竜地区です。本事業の経緯は、西天竜水路は、一級河川天竜川から取水し、水田1,180haをかんがいする用水路です。この内、今回の事業で実施した8号トンネルについては昭和15年の改修以来70年が経過しておりまして、トンネルの内部に亀裂等が発生している状況。2号開水路につきましては平成18年7月豪雨により水路が浮上、3号サイホンは漏水による土砂崩落が発生している状況でした。このようなどころから、農業用水の不足、老朽化に起因した水路トンネルの落盤等により、周辺地域への影響が懸念されたため、本事業を実施したものです。

事業概要は、平成20年から平成24年までの5年間、総事業費6億6,000万円余、事業実績は水路トンネル補強工延長412m、開水路改修102mです。費用対効果、当初1.18、評価時で1.03となっております。

事業期間は計画どおり、事業費の増額は3億3,700万円です。事業費増額の理由は、8号トンネルの再調査をした結果、トンネル内部の一部区間で地下水位が高く縦断方向へのクラック、底版が著しく劣化しておりまして、偏土圧がかかっていると判断したため、本区間の工法を変更したことにより事業費が増加しました。

P10-2をご覧ください。本事業で実施された図面と実施状況の写真です。中央やや右側の位置図をご覧ください。青い線が西天竜水路です。資料上が上流になります。今回の事業区間、8号トンネル、2号開渠、3号サイホン、それから赤い点は円筒分水工の補修箇所になります。最下流に企業局の西天竜の発電所がありまして、小沢川へ水を放流しています。

左側の平面図をご覧ください。8号トンネルと2号開渠の平面図です。8号トンネルは亀裂が発生している状況でしたが、補修・補強が完了しております。2号開渠については、被災した状況写真が一番左側にあり、これについてもコンクリート水路により改修を実施しております。

それから中央の位置図に戻っていただきますと、資料上に3号サイホンの崩落時の状況の写真がありますが、これについても、一番右側の上段のとおり、補修工事を実施しました。円筒分水工については、その下のとおり、補修工事が完了しております。

P10-1にお戻りください。事業効果の発現状況につきましては、直接的効果は農業用水の安定供給、周辺住民の安全・安心確保、更には発電用水の安定供給が図られました。間接的効果としましては、小学生へ地域の水利用を学ぶ機会を提供したり、円筒分水工につきましては、土木学会推奨土木遺産に認定されておりまして、その姿を変えることなく保存することができました。

シート右上に移りまして、事業実施に伴う自然環境等の変化について、辰野高校などの生活の安全・安心が確保されました。また、今回の改修は既設施設の改修で

ありまして、自然環境への影響・変化はありません。

施設の維持管理状況についてですが、上伊那郡西天竜土地改良区と企業局によりまして、適切に維持管理されております。

地域住民等の評価は、上伊那郡西天竜土地改良区から事故発生のリスクがなくなり、周辺住民へ安心・安全を与えることができまして、大変感謝されているということです。改善措置の必要ですが、現時点では改善の必要な箇所はありません。

今後の取り組みですが、他の水路区間につきまして、計画的な整備補修を進めていきたいと考えております。同種事業への活用と課題について、今回のようなトンネル改修に当たっても、今後も工事着手前に必要な調査を実施し、適切な工法選定をして工事を実施する必要があるとしました。

所管課の意見ですが、事業の目的は達成されたものと判断しております。説明は以上です。

○永藤委員長

ありがとうございます。それでは、続いて4番と5番の事象について、森林づくり推進課から説明をお願いいたします。

○森林づくり推進課

続きまして、森林づくり推進課からご説明を申し上げます。資料4-1をご覧くださいと思います。本事業は、大町市で実施しました地域防災対策総合治山事業、社地区でございます。

説明の前に大変恐縮でございますけれども、資料の訂正をお願いしたいと思えます。資料4-1の左下段に記載がございます、①の事業効果の発現の状況欄の直接的効果に記載がございます、記載2行目の「また、森林整備により18.1ha」の数値が誤ってございまして、18.1haを15.01haに訂正をお願いしたいと思えます。大変申しわけございませんでした。

それでは説明を続けさせていただきます。この資料の左の最上段、本事業を実施するに至った経過でございますが、平成16年の台風23号によりまして各流域から土砂の流出があり、県道のほか、土砂が流出する被害が発生しました。また、災害発生翌年度、災害関連治山事業を実施しまして、その後、継続して当事業によりまして、不安定土砂の流出防止や荒廃森林の整備を図ったものでございます。

本事業の最終実績でございますけれども、事業概要欄に記載のとおり、平成19年度から24年度までの6年間実施しておりまして、総事業費5億1,000万円、主な工種としましては、谷止工4基、流路工360m、山腹工1.46ha、そして森林整備が15.01haでございます。

費用対効果につきましては、当初時7.6、評価時6.15です。

当初事業費から総増加額は7,300万円になっております。また、工期につきましても3年間延長しております。

この増加の理由でございますけれども、各流域の詳細調査によりまして施設整備や森林整備区域の優先度を再検討したことや、当該区域内に猛禽類の目撃情報がございまして、新たに猛禽類の調査を計上したことによるものでございます。

続きましてP4-2をご覧くださいと思います。左上に地図がございまして、当地域は高瀬川左岸、大町市の東側の社地域一体を対象としておりまして、高瀬側に沿った地域が保全対象となっております。右上に平成16年の台風災害の被災状況、左の下に事業実施状況、そして右下に現在の状況の写真でございます。

これらの施設や、あるいは森林の整備によりまして、溪流や森林の保全が図られている様子をご覧くださいと思います。

4-1にお戻りいただきたいと思います。左側の下段の①事業効果の発現状況についてでございますが、直接的な効果でございますが、事業完了後、何度かの豪雨を経験しましたがけれども、現在まで土砂の災害等の発生はございません。間接的な効果につきましては、荒廃地や荒廃森林が復旧することで、自然環境の保全や地域の安全・安心生活環境の向上に寄与していると認識しております。

資料右側になりますけれども、②の事業実施に伴う自然環境の変化につきましては、森林の機能の回復によりまして自然環境の維持向上に寄与していると判断しております。

③の施設の維持管理状況ですが、一部に山腹緑化工の不良な箇所が確認されているものの、県の現地機関で点検を実施しておりまして、適切に管理されている状況と判断しております。

④の地域住民の評価でございますけれども、地元の区長さんからは安全・安心が確保された。あるいは水環境や景観がよくなったと評価をいただいております。

改善措置の必要性についてですけれども、流路工内に繁茂しています灌木の除去等、治山施設の機能発揮の観点から、定期的に維持管理を実施していく必要があると考えております。

今後の取り組みになりますけれども、当地域につきましては住民の関心も高く、事業の継続、あるいは維持管理につきましても要望が出ておりますので、定期的に状況を把握していく必要があると考えております。また、県の取り組みとしましては、これまで林務部で実施しました航空レーザー測量によりまして得られた崩壊危険地のデータを活かしまして、災害に強い森林づくりを進めてまいりたいと考えております。

事業所管部局の意見、または事務を所管します技術管理室の意見とも、事業の目的は達成されたとの判断でございます。説明は以上でございます。

続きまして、資料の5-1をご覧くださいと思います。本事業は、栄村で実施しました奥地保安林保全緊急対策事業の平滝でございます。

本事業を実施するに至った経過でございますけれども、平成18年の豪雨によりまして、山腹崩壊に伴いまして土砂の流出の発生や、過去にも土砂災害が発生している地域でございましたことから、当事業によりまして施設整備や森林整備を実施し、

土砂流出防止機能の高度な発揮を図ったものでございます。

本事業の最終実績になりますけれども、事業概要欄に記載のとおり、平成19年度から24年度までの6年間で実施しております。総事業費2億4,500万円余、主な工種は谷止工4基、山腹工0.1ha、森林整備154haでございます。費用対効果は当初時6.8、評価時6.3でございます。

当初事業費からの総増加額は1億4,200万円余となっております。また工期につきましても2年間延長しております。この増加の理由としましては、当初、施設整備を中心に計画をしておりましたけれども、流域内の詳細調査を実施したところ、機能が低下した荒廃森林が確認されたため森林整備の範囲を拡大したことや、山腹工の再崩壊によりまして事業が増加したことに伴うものでございます。

続きまして5-2をご覧くださいと思います。左上に地図がございます。当該地域は千曲川左岸、飯山市北側の平滝地域一帯を対象としております。千曲川に沿った地域が保全対象となっております。

地図の右側に平成18年豪雨によりまして土砂流出の流下状況、その下に事業実施状況、最下段に現在の状況の写真になっております。これらの施設・森林整備によりまして溪流・森林の保全が図られている様子をご覧くださいと思います。

5-1にお戻りいただきたいと思います。左側下段の①事業効果の発現状況についてご説明いたします。直接的な効果でございますけれども、事業完了後、何度かの豪雨を経験しましたが、現在まで土砂災害等の発生はございません。間接的な効果につきましては、荒廃地や荒廃森林が復旧することで、自然環境の保全や地域の安全・安心な生活環境の向上に寄与していると考えられます。

右側になりますが、②の事業実施に伴う自然環境の変化ですけれども、森林の機能回復によりまして、自然環境の維持向上に寄与していると判断しております。

③の施設の維持管理状況につきましては、県の現地機関で点検を実施しており、適切に管理されている状況と判断しております。

④の地域住民の評価でございますけれども、地元区長さんからは災害防止のために必要だということで、高い評価をいただいております。

改善措置の必要性につきましては、現時点ではございません。また地域からも、改善要望も出てない状況でございます。

今後の取り組みについては、治山施設の長寿命化の観点から、老朽化対策を含めて適切に維持管理を進めていきたいと考えております。

また、事業所管部局の意見、または事務を所管する技術管理室の意見とも、事業の目的は達成されたとの判断でございます。森林づくり推進課からの説明は以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、質問の時間を15分程度とりたいと思いますが。

私から質問ですが、この評価というのは、これはどういう評価、これは誰が評価していることになるのですか。今更、こんなことを言って申し訳ないです。

実を言うと、前にいただいた資料とこっちの資料の評価が全然変わっていたりしているので、評価が違うっていう理由がよく分からなくて。

○事務局

事務局の技術管理室、増澤と申します。私から事後評価の関係でご説明させていただきます。

様式、どれでも結構でございますけれども、例えば事後評価の1ページ・・・

○永藤委員長

例えば4番とか・・・

○事務局

はい、分かりました。着座にて説明させていただきます。

今回、様式の右下に県の自己評価として、総合的にA・B・Cを入れるように作成しております。

具体的には、一番下に各項目と自己評価の評価基準を記載しておりますが、配点は、左下に記載の①事業効果の発現状況に70点、右上の②・③・④にそれぞれ10点を配分して、各項目のA評価を満点、以降、B評価、C評価は点数を下げ、各項目の合計を算出して、総合的に自己評価をしております。

例えば4-1ですと、①は目的を達成したと判断してB評価、55点としています。①が本来の事業目的の達成状況でございます、これに重きを置いています。

それ以外の観点でも、事業実施に伴う環境の変化や維持管理状況、そして住民の評価もございますので、これをそれぞれ10点ずつ配分いたしまして、A評価を満点の10点、B評価を5点としております。これらを総合的に点数化して、右下にあります自己評価の欄ですが、合計が75点以上あるものをA評価といたしました。

この4-1の箇所につきましては、74点から50点までの間ということで、B評価としております。以上です。

○永藤委員長

突っ込んでいるわけじゃないのですけど、突っ込んでいるのか。

この評価って、例えばB・B・C・Bってなっていますよね。前にいただいた資料では、B・A・B・Bになっているんですよ。だから、要するにそういう評価が、こっちの県の自己評価はいいのですけど、こっちの上の評価というのが変わる、例えば締め切りの段階で、こうだったけど変わったのかということ。

それで、さっきから混乱していて、私は自分の情報を整理するのにとても大変で、こっちのナンバーリングもちょっと違っていたんです、この前の資料とこっちがね。

なもので、分からなくて。

○事務局

ご指摘ありがとうございます。委員の皆様方には、早目に情報を提供するため、10日ほど前に、途中段階の資料を送らせていただきました。その後、技術管理室も含めて総合的な審査をしており、それを踏まえたものを本日お示ししておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○永藤委員長

早目に完璧なものやらないと予習にならないというか、勉強にならないので、申し訳ないです。

それではどうでしょうか、質問ありましたら、皆さん。島田委員。

○島田委員

P 4 - 1 の山地治山の事業に関して、改善措置の必要性ということで、山腹緑化工の一部成績不良箇所や、流路工内に繁茂した灌木の整理等、そういった治山施設の機能発揮の点から適切な維持管理の検討が必要と思われると書かれてあって。

この事業は、流域の詳細調査により計画の内容の見直しを行ったという背景があるようですけれども。この辺の関連性とかあってあるのですか、教えてください。

○森林づくり推進課 池上担当係長

森林づくり推進課の池上と申します。ご質問に対しましてお答えさせていただきます。

まず山腹緑化工等の一部成績不良という部分につきましては、実際に施工した緑化をするための資材等を張って、そこから草等を生やすわけですが、その部分が若干はがれていたりですとか、そういった部分の一部不良があったという部分ですね。

あと荒廃して、流路規制がされていなかったようなところに流路工を施工していますが、例えばP 4 - 2 を見ていただきますと、左下の②のところですね。こういった形で下の、木製で流路工を施工しているのですが、こういったところにつきまして、右側の⑥をご覧くださいますと、若干、中に草が生えてきているような状況がございます。そうしたところで、こういった部分の除去をしてあげないと、またここで土砂等が詰まって災害が起きてしまうということで、この部分の改善をしていかなきゃいけないということでございます。

事業の内容の見直しにつきましては、災害が起きまして事業を実施している区間の中で、山腹の中で自然復旧をしてきていたりですとか、荒廃溪流が復旧してきているようなところをとりやめたりですとか、全体の調査をする中で、森林の整備を更にやった方がいいのではないかというような箇所を新たに追加したというような状況でございます。

○島田委員

ありがとうございました。

○永藤委員長

他にどうでしょうか。はい、酒井委員。

○酒井委員

同じ案件ですけれども、今、島田委員の指摘があった改善措置の必要性のところ
でピックアップされているところは、一個前の④の地域住民等の評価のところでも
地域住民の意見としてピックアップされていて、要は、地域の人はこちらの治山の
事業に対して、流路内の雑木を処理してもらわなければいけなかったとか、あるい
はダム下流がちょっと荒れているので確認して欲しいという意見を持っているとい
うことは、そのまた一個上の③の施設の維持管理のところ、明らかに地域の人た
ちが参加して管理に携わっている雰囲気にあるような気がするんです。見た目の状
態でそうなっているというので。

実際、管理をしているというわけではないのかもしれませんが、点検があつたり
とか、その意識を持って見ているというのは、うまくいけば、当然、自分たちの安
全を守ってくれる構造物であるので、それに対して意識を持っていつもチェックし
ていなければいけないと思っているからこそ、こういう評価が出てくるということ
だと思いますので、維持管理状況のところ、住民の方がこういう協力をしてくれ
るという評価に繋げていっていいのではないかなど。それをうまくまとめていくよ
うな部分をこの事後評価の中に、事後評価の成果をまとめるときに拾っていくこと
で、他のところでも同じような動きをしてくれる地元の方だったりとかっていうの
を拾っていけるのではないかなという気がします。

○永藤委員長

よろしいですかね。他にどうでしょうか。内川委員。

○内川委員

今のところ、私も関連してというか。

そもそも論で大変恐縮ですけど、この事後評価のこの目的というのは、一番冒頭
の公共事業評価について資料1の2枚目、1枚めくったところに、右側に概念図で
一番下のところですよ。改善・見直しして同種事業の計画策定・調査に反映する
と、このフィードバック効果が非常に重要だと思って、昨年も申し上げたかもしれ
ませんが。

つまりこの、縷々お聞きして感じるのは、どこを本当に同種事業の、今回ご
説明いただいた中のどこを本当に反映させたいのかということ、正直、分からな

いというような感じがしたのですけど。

例えば例に取り上げて申し訳ないですけども、本当に維持管理の問題点を書くことも気になるんですね。そもそもの設計としてどうだったのかとか、例えば先程の緑化工ですね、その種類だとか配置だとか、あるいは本当に施工が悪かったのかとかですね。あるいは管理、本当に管理なのか。管理も、酒井委員さんのような考えもあると思いますが、一方で、地域住民の、丸ポツの2つ目ぐらいのところだと、行政にお願いして取り除いてもらったということは例えば地元、状況は分かりませんが、例えば高齢化していて、なかなかできない状況の地区も今後あるかもしれない。そういう中で、本当にできるんですかという話も、そうすると、これ適切な維持管理の検討が必要という方向でいいのかどうかという、ここだけじゃないです。ここのところの4番だけじゃないと思うんですけども。

つまりそういう書き方でシートを記入する欄がやっぱり欲しいと思うんです。同種の事業というか同種の工法に対して、どの点を今回の事業が留意点として継承してフィードバックさせたい、させるべきだというような中身のところは、少なくともですね、今回、最初から無いので、対象となった事業に関しては、後程、追加資料で結構でするので入れていただかないと、その評価のしようがないという言い方をすると厳しいですけども、そういう感じも、正直、するんですね。

特に、どうしてもその一定期間を、これ終了してから置いているがゆえに、担当者も多分変わってしまっていると思いますので、生々しいというか、なかなか拾いにくいというご事情もあるとは思いますが。その辺も、今後ですけども、これはすぐには難しいかもしれないですけども、直接の反省みたいなものをどこかで残しておいて、一定期間で効果発現後にそれも含めて記載するというような方法をとれないでしょうか。

全般論的な話になってしまって申し訳ないですけども。そうしないと、一定の目的が達成されている、そういう発現状況が見られるみたいな話ばかりになってしまっていて、何かよく分からなくなってしまうような気も非常にしたところです。

○永藤委員長

要するにいろいろな、事後評価で、品質保証じゃないけれども、どこにそういうものを求めていくかというか、どういうことが大事だったのかという事ですよね。

○内川委員

そうですね、少なくともここに書いてあるとおりに、同種事業等にきちんとフィードバックさせるものが何なのか、ということが出てきて初めて評価をした意味があるのかなと私は感じたわけです。

○永藤委員長

具体的には、要するにこの段階で、何をどういうふうに改善していかなきゃいけないかったかということ、具体的にということですか。

○内川委員

そうです、具体的な。つまり一般論的な言葉は、縷々各地区とも載せてはおられると思って、適切な維持管理が必要だとか、先程もお伺いして。でも、他のも、多分似たような、何というんですか、自然との調和が必要だとか、安全施設の設置の話なんかも例えば必要だとか。

必要というのはもう十分分かっているんですけども、この地区においては、例えばどういう点でそれが効果を発揮したのかとか、なぜそれはできて、他の地区では同じような、多分、問題を抱えていた場合に、難しいけど、ここではこういうふうにやれたんだとかっていうことを、うまく検証していくことが大事なんじゃないかなという気がしているんですけど。

○永藤委員長

また事務局と相談させていただいていいですか、ちょっと具体的には、内容は分かりました。他にございますでしょうか。

それでは、事務局から審議箇所の抽出ということをしたいんですけども、案があるようですので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

審議箇所の抽出案のご説明をいたします。赤ラベル資料5の2枚目をご覧ください。

まず、資料下段の表、事業種類別審議実施数をご覧ください。平成26年度から29年度に意見聴取を行った事業については塗りつぶしにしてあります。事務局案といたしましては、近年、詳細審議を行っていない事業を優先して3箇所を選定しております。

真ん中の表にも書いてありますが、平成26年度以降、詳細審議を行っていない農村地域防災・減災から3番の海善寺、同じく平成26年度以降、詳細審議を行っていない主要な道路の整備から7番の岡田拡幅、平成27年度以降、審議を行っていない道路付帯施設整備から9番の住吉、以上3箇所を事務局の抽出案とするものです。よろしくをお願いいたします。

○永藤委員長

ということが事務局からありましたけれども、皆さんどうでしょうか。審議をお願いします。

○内川委員

今回のこれでも、私、結構ですけれども、先程ちょっと追加で、ごめんなさい、本来ならば、さっき言ったフィードバックすべきことが明確なところを抽出して、みんなで確認したりとかっていうほうが、まっとうというか。

この、今までないところを機械的にというか、やる方法もまたあるとは思いますがけれども、それが何なのかっていうことがとても大事なような気がするので、ぜひ今後、そういうことを踏まえて・・・

○永藤委員長

ということは4番とか・・・

○内川委員

たまたま先程、例えば4番、幾つか議論が出ましたけれども、それ以外も同じような書き方をされているので、もしかしたらですね、より検証すべき内容があるものがあるならば、それでも私はいいとは思うんですけれども。そこが先程の資料からなかなか読みにくいというか、一般論的な話ばかりが多くて、どこが同種の事業に生かせるのかが、私にはよく分かりにくいところがあるんですけれども。

○永藤委員長

要するに事務局と相談して、先程のご意見、その辺の、もしかしたら追加資料として何かそういう案があれば、追加資料を交えた上で、これら審議、幾つか挙がりましたけど、を選ぶっていう形でどうですか。

○内川委員

それが可能ならば・・・

○永藤委員長

可能ならばです、もちろん。

○内川委員

その方が分かりやすいんですけれども。

○永藤委員長

どこまで可能か分かりませんが。

○内川委員

急にはなかなかできないならば、ただ、少なくとも先程、申し上げたように、抽出されたものに関しては、そこは改めて少し出してもらった方がいいのかなと思います。

ますけれども。

○永藤委員長

それでは、どうでしょうか。

○酒井委員

質問、いいですか。

○永藤委員長

質問です、酒井委員。

○酒井委員

10番の県営かんがいは、対象としてはどこに、農業・農村整備の枠ですか。

○事務局

そうです。

○酒井委員

ありがとうございます。

○永藤委員長

今、出ていますのは、3番、4番、それから7番、9番でした。今、4番は、今、問題になっていたので4番も入れましたけれども、どうでしょうか。他の委員の先生方。

このため池は、何か去年もやらなかったでしたっけ、行きましたですね。

あれはどこの範囲だったですかね、昨年、一昨年か、塩田のあれはどこのあれで入った、農地整備課ですか、新規でしたか。これからやるということで入ってきたんですか。ため池改修のような気がしたけど、了解です。

件数も多いのであれかなと思って、3番をやめて4番ということということで思ったんですが。

皆様のご意見どうでしょうか。内川先生の言われるフィードバック、とても大事で、去年もそう言われていた。

どうでしょうか。それとも全部やりますか、3番、4番、7番、9番にするか、3番をやめて4番、7番、9番にするか。どちらでも、皆様のご意見に従って。はい、どうぞ、内川委員。

○内川委員

事業種類のバランスというのも非常に大事ならば、切るしかないのかもしれないませ

んけど、先程、出た東御市の海善寺は、最終事業費もそれほど大きくないですし、4番はいろいろ問題があるなっていう感じがしますので、その事業種類のバランスをとってとか、どのぐらい大事なのかということの認識が私も分からないものから、削ってしまっているのかどうか。

○永藤委員長

この委員会で決めればいいんですよ。

○内川委員

私は4番、7番、9番でいいのではないかと思います。

○永藤委員長

よろしいでしょうか。4番、7番、9番で、よろしいですか。

○出席者一同

異議なしの声あり。

○永藤委員長

では4番、7番、9番ということで抽出ということでさせていただきますが、よろしく願いいたします。

それでは以上の3箇所について、第2回以降の審議箇所としてよろしいでしょうか。よろしいですか。

先程、言いましたけれども、審議箇所の中で追加の資料請求というか、先程のフィードバックを含めて、どうやっていくか、考えて、また委員の皆さんに送らせていただければいいですかね。よろしいですか。

ということですが。以上については事務局で対応をお願いいたします。

(5) その他

○永藤委員長

その他について、事務局からお願いいたします。

○本藤専門指導員

では今後の予定について、ご説明させていただきます。次回は、本日抽出していただきました箇所の現地調査をお願いしたいと考えております。日程につきましては、事前に委員の皆様からいただきました日程表をもとに、8月24日金曜日と8月31日の金曜日を予定しております。先程、抽出された箇所から現地調査の箇所を選定していただきまして、事務局で行程を検討させていただきます。

また、第2回委員会以降の日程調整につきましては、改めて日程調査票を送付させていただきますので、最大限、委員の皆様には調整がつく日を選定いたしまして、委員長にご相談の上、日程を決定したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○永藤委員長

事務局より、現地調査と次回委員会の2点について説明がありました。

まず1点目、現地調査の箇所についてですが、皆さんはお忙しいと思われませんが、なるべく箇所を厳選した方がいいと思いますが、絶対行きたいというところがあれば言ういただければ、どうでしょうか。見ておきたいところがあれば。

大丈夫ですか。ではこちらでまとめますね。見たいところが、まだ決まっていま
せんけれども、今、候補に挙がっているのは最初・・・

1、5、8ということで3箇所ですね。それから、新規評価が3箇所、それから
事後評価も3箇所ということになっております。よろしいですかね。

状況によって、また現地調査の要望がなければ、委員長である私と事務局で相談
して、行程上可能な箇所を選定するという事でよろしいですか。

では事務局で、行程を検討していただいてもいいでしょうか。

○本藤専門指導員

委員の皆様のご意見を最大限尊重いたしまして、行程を組みたいと考えておりま
す。

行程につきましては、来週、少し後になってしまいますけれども、事務局からご
案内させていただきますので、出欠の状況ですとか集合場所等の確認をお願いした
いと思います。

○永藤委員長

それでは第2回目の、1点目の第2回委員会以降についての日程調整のために決
定したいと思います。その他、事務局からの連絡事項とか、ありますでしょうか。

○本藤専門指導員

本日、資料として用意させていただきました、氏名入りA3のフラットファイル
でございますけれども、こちらはお持ち帰りしていただいても結構ですけれども、
事務局でお預かりいたしますので、そのまま置いていただいても結構でございます。

置いていかれた場合につきましては、事務局で次回の委員会までお預かりいたし
ます。

○永藤委員長

それから新しい、ニューバージョンでまた送っていただいてもいいでしょうか。随

分、差し替えがあるみたいなので。古い、我々が持つ資料。

言っていること分かりますか。要するに旧バージョンの中で違っているところ、先程ここを変えたとかってありましたね。言っていること、分かりませんか。

○本藤専門指導員

今、お手元にあるのが新しい・・・

○永藤委員長

ではなくて、我々が持っているやつ。そうそう、持っている古いやつっていうこと。だめですか。要らない・・・全部送ってくれって意味じゃなくて、差し替えたところだけ欲しいということですけども。そういうことです。全部送れなんてとんでもないので、差し替えのところだけ送っていただいていいですか。

○本藤専門指導員

では差し替えた部分につきましては、皆様に紙で送らせていただきます。

○永藤委員長

その他、報告事項がなければ、以上で本日の委員会は終了させていただきますけれども、よろしいですか。

○事務局 技術管理室 青木主任専門指導員

本日は大変長い時間に渡りまして、ご審議いただきまして大変ありがとうございました。

それでは本日の委員会をこれで閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。